

令和 8 年度

第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書
(令和 7 年度事業分)

古賀市市民部人権センター
男女共同参画・多様性推進係

目 次

I 計画実施状況

活動指標・成果指標

計画の体系

令和7年度計画実施状況

II 資料

○女性の参画状況

- ・ 審議会等委員への女性の登用状況
- ・ 地域における役職への女性の参画状況
- ・ 市職員における女性の登用状況
- ・ 市職員の在職状況
- ・ 【参考】自治会長・市議会議員の状況

○審議会等関係機関一覧

- ・ 地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性登用状況
- ・ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用状況
- ・ その他条例、要綱、規則等に基づく委員会等の女性登用状況

計画の成果指標

基本計画	活動指標・成果指標	参考 令和6年度	現状 令和7年度	目標 令和13年度までに	担当課
I	男女共同参画に関する記事の掲載回数	20回	31回	25回	人権センター
I	男女共同参画啓発事業開催数	4回	6回	12回	人権センター
I	男女共同参画啓発事業参加者数	169人	203人	1,000人	人権センター
II	審議会等における女性登用率	46.0%	45.3%	50.0%	人権センター
II	「女性人財リスト」登録数	10人	10人	35人	人権センター
II	市の行政組長・行政隣組長における女性の割合	28.31%	29.01%	30.0%	まちづくり推進課
II	※市の係長以上の役職に占める女性職員の比率	40.00%	41.10%	40.0%以上 (令和11年度)	人事秘書課
II	※市の男性職員の育児休業取得率	100.0%	80.0%	100.0%以上 (令和11年度)	人事秘書課
II	事業所、商工自営業主への研修実施数	1回	1回	2回	商工政策課
II	家族経営協定締結数	28件	29件	30件	農林振興課
II	女性農業委員数	2人	3人	3人	農林振興課
II	家事技術支援講座回数	6回	6回	6回	生涯学習推進課
III	子育て応援宣言企業数	56社	60社	60社	人権センター
III	ライフプランニングに関する研修会実施数	4回	3回	3回	生涯学習推進課
IV	DV（デートDV）防止講座実施数	1回	1回	3回	人権センター
V	性の多様性に関する講演会等実施数	4回	10回	6回	人権センター

※古賀市特定事業主行動計画 計画の期間（令和7年度～11年度）

女性職員の活躍に向けた数値目標及び取組内容

- 市の係長以上の役職に占める女性職員の比率
- 市の男性職員の育児休業取得率

計 画 の 体 系

基本目標	基本方向	基本施策
Ⅰ ジェンダー平等意識の向上	1 ジェンダー平等意識の形成	1 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発
		2 情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進
	2 ジェンダー平等教育の促進、充実	1 学校教育等におけるジェンダー平等教育の推進
		2 社会教育におけるジェンダー平等教育の推進 3 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 審議会、協議会等における女性の参画拡大
		2 自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大
		3 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進
	2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進	1 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進
		2 女性のニーズに応じた活躍の促進
		3 農業における男女共同参画の促進
	3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進	1 家庭生活における男女共同参画の促進
		2 地域活動等における男女共同参画の促進
	4 国際的視野に立った男女共同参画の推進	1 男女共同参画に関する国際理解の促進
Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備	1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	1 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援
		2 ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進
		3 ひとり親家庭等の自立に対する支援
		4 豊かな高齢期を送るための支援
		5 誰もが安心して暮らせるための支援
	2 生涯を通じた健康管理への支援	1 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進 2 リプロダクティブ・ヘルツ／ライツの理解促進
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	1 あらゆる暴力根絶と被害者支援	1 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組
		2 セクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止
Ⅴ 性別にとらわれない多様な生き方の尊重	1 性の多様性への理解促進	1 性多様性への理解促進

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等意識の形成		
	基本施策	(1)	固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発		
	具体的施策	1	学習会や研修会の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

○固定的性別役割分担意識を是正し、男女共同参画が身近なものとしてとらえられるよう男女共同参画フォーラム等を開催します。

・男女共同参画フォーラム

日時 令和7年6月28日(土) 10時～12時

内容 ・男女共同参画に関する標語(一行詩)最優秀賞表彰(4作品)
・輝きKOGAびと表彰(1団体)
・講演会 ～心カヨウ人生の歩き方～
講師 山本 カヨ氏

参加 86名

アンケート結果(抜粋) 60件

項 目		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	未記入	合 計
年代別参加人数	女 性	0	0	2	3	6	19	15	0	45名
		0.0%	0.0%	3.3%	5.0%	10.0%	31.7%	25.0%		75.0%
	男 性	2	0	1	2	1	4	4	0	14名
		3.3%	0.0%	1.7%	3.3%	1.7%	6.7%	6.7%		23.3%
	性別無回答	0	0	0	1	0	0	0	0	1名
		0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%		1.7%
	合 計	2	0	3	6	7	23	19	0	60名
		3.3%	0.0%	5.0%	10.0%	11.7%	38.3%	31.7%	0.0%	100.0%

・男女共同参画セミナー

日時 令和8年2月22日(日) 14時～16時

内容 ・講演会 男の家事が社会を救う！？
～笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと～
講師 瀬地山 角氏

参加 60名

アンケート結果(抜粋) 37件

！年齢

単位：人

10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳代以上
0	0	3	1	5	10	18

男女回答欄なし。担当目視では女性が9割。

・こがのパパたち写真展

さまざまな“こが”のパパたちの育児シーンを写した写真を掲載し、育児時間は子どもと接する宝物のような時間であり、「ママだけに任せてはもったいない、積極的にかかわろう」「育児は義務ではなく、楽しむもの」という前向きなテーマ性を持って実施。

日時 令和8年1月24日(土)～2月8日(日)

アンケート結果(抜粋) 13件

※QR回答がエラーで集計できず、紙アンケート回答のみ

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
	4	0	2	3	4	0
性別	男性		女性		回答しない	
	4		9		0	
子の年齢	0～3歳	4～6歳	小学1,2年生		小学3,4年生	
	2	6	0		0	
	小学5,6年生		中学生	高校生		
	2		0	2		

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○男女共同参画フォーラム

- ・著名な山本カヨ氏が講師ということで参加人数が昨年度47名→86名と増。
- ・感想も「とてもよかった」「よかった」が殆どであった。
- ・一行詩に関しては、市長がジェンダー平等フォーラム等の講演で紹介し、若い世代の偏見のない素直な感性を反映した作品に反響があった。

○男女共同参画セミナー

- ・高齢世代が多かったが、アンケートの中に「子育て世代に内容を話したい」という回答もあり、子世代・孫世代への波及効果もあるのではないかな。

○こがのパパたち写真展

- ・市公式LINEや幼稚園等ポスター貼付等周知を工夫し、昨年度応募数14件→今年度29件と応募目標30件にほぼ達する結果となった。
- ・写真の他に、家事育児時間の国際比較やパパとママの育児休業取得日数など統計データを展示。「マンガで学ぶ育児休業制度」（厚生労働省）の冊子も配架。10部程度の持ち帰りがあった。
- ・アンケートの中に夫側の意見で「皆さんの頑張っている姿を見て、自分も今後は妻と話し主体的に家事をやっていききたい」という意見があり、家事育児促進の一助となった。

【課題】

- 女性の参加者が75%、60～70代が70%と性別や世代に偏りが見られる。
- （フォーラム・セミナー）男性の参加者や若い世代の参加を促すために、テーマや講師、周知方法を検討する必要がある。
- （セミナー）今回の講演内容のターゲット層が若い世代のため、学校安心メールや公式LINEを利用したが、保護者層の参加は少なかった。
- （こがパパ写真展）写真から「子どもとの時間の大切さ」を実感した後、育児休業制度の理解や取得、具体的な行動につながるまでの導線が十分とは言えない点が課題である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○今年度に引き続き上記事業を継続して実施し、性別や世代に偏りのないテーマ設定を基本としつつ、重点テーマやターゲット層を設定した企画についても実施する。
計画	○男女共同参画の視点を踏まえ、テーマに応じた関係者や関心層に取組の趣旨が届くよう、関係団体を所管する課と連携しながらフォーラムやセミナー等を継続して実施する。 ○若い世代への周知方法についてはターゲット層に応じた各課の事業等があれば、チラシ配布等を検討する。 ○「マンガで学ぶ育児休業制度」を母子手帳と一緒に渡してもらう等、他課事業と連携できないか協議を行う。 ○こがのパパたち写真展は令和8年度も行い、写真応募目標は30点とする。 ○「こがのパパたち写真展」に加え、「こがのパパたちトーク」を実施し、家事・育児に関わる父親の実体験を共有することで、家事・育児参画の推進と育児休業取得に関する理解促進を図る企画を計画する。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等意識の形成		
	基本施策	(1)	固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発		
	具体的施策	2	地域や団体への出前講座の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

事業の成果・評価・課題

○地域や団体、年代などそれぞれに応じたテーマで出前講座を実施し、意識の是正を図ります。

- ・令和7年度は地域・企業からの講座依頼なし。
- ・学校より依頼があり、古賀西小学校6年生（3クラス）に出前講座（授業）を各クラスごとに行った。

①令和7年11月17日（月）1～3校時

・性の多様性に関する基本的な内容について

②令和7年11月19日（水）1～3校時

・当事者の動画・市の取組等

【成果・評価】

○下記アンケート結果から、性の多様性について一定の理解を得られたと考える。

「LGBTQ+」という言葉について	実践前	実践後
聞いたことがあり、他人に説明できる	2.9%	27.5%
聞いたことがあり、意味も分かる	4.3%	34.8%
聞いたことがあり、意味も一部分かる	4.3%	31.9%
聞いたことはあるが、意味は分からない	14.3%	5.8%
聞いたことがない	74.3%	0.0%

性は「男性」か「女性」かの二人しかない	実践前	実践後
そう思う	34.3%	7.2%
少しそう思う	14.3%	8.7%
あまりそう思わない	14.3%	27.5%
そう思わない	28.6%	50.7%
分からない	8.6%	5.8%

男性は女性を好きになり、女性は男性を好きになるのが当たり前だ	実践前	実践後	数量	数量
そう思う	14.3%	4.3%	10	3
少しそう思う	8.6%	1.4%	6	1
あまりそう思わない	22.9%	14.5%	16	10
そう思わない	48.6%	76.8%	34	53
分からない	5.7%	2.9%	4	2
			70	69

【課題】

● 現在は、教員及び市職員が性的マイノリティの当事者ではないため、当事者の動画を活用した授業を実施している。今後は、児童生徒の理解をより深めるため、当事者

	講師を招いた授業の実施についても検討の余地がある。 ●希望された古賀西小学校のみ出前講座（授業）を行っているが、他の学校にも拡大したい（特に小学校6年生は全学校で古賀市小中学校独自の人権副読本「いのちのノート」で性の多様性が取り上げられている）
--	--

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○今後も地域における理解促進に取り組むとともに、次世代を担う子どもたちへの教育も含め、多様な性のあり方に関する理解を深めることで、性別にとらわれない意識を育み、固定的性別役割分担意識の是正につなげていく。
計画	○現在は当事者の動画を活用した授業を実施しているが、より理解を深める取組として、当事者講師を招いた授業の実施を進めていく。 ○令和7年度に校長会を通じて各学校の希望を把握し、希望校での実施を経て、将来的にはすべての学校への展開をめざす。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等意識の形成		
	基本施策	(1)	固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発		
	具体的施策	3	市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○男女共同参画に関する情報や啓発セミナー等の特集を組む等、定期的に記事を掲載します。 【広報】 ・ 広報6月号 THE HUMAN RIGHTS『固定的性別役割分担意識』 ※男女共同参画フォーラムについても周知 ※男女共同参画フォーラムについては情報誌「おるね」にも掲載 ・ 広報8月号 ホットHotな話題 男女共同参画フォーラムの報告記事掲載 ・ 広報9月号 THE HUMAN RIGHTS『災害と人権』 ※災害時に起こりやすい人権課題の例として掲載 ・ 広報1月号 THE HUMAN RIGHTS『アンコンシャス・バイアス』 ※固定的性別役割分担意識の事例を複数掲載 ・ 広報1月号 インフォメーション『男女共同参画一行詩募集』 ・ 広報1月号 インフォメーション『男女共同参画セミナー周知』 ・ 広報4月号 ホットHotな話題 男女共同参画セミナーの報告記事掲載 【市長講演】（抜粋） 下記の講演の中で固定的性別役割分担意識を含む男女共同参画の市の取組について発信 ・ 7月24日 セミナーメイト地域研修 ・ 10月19日 日本BPW連合会西日本ブロック研究会講演 ・ 11月22日 福岡県ジェンダー平等フォーラム2025
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○広報等の周知では、公式LINEや学校安心メールなども活用し、若い世代にも発信できるよう工夫した。 ○広報掲載について、担当係の原稿以外でも、事例として掲載してもらう等の工夫を行った。 ○市長講演は評判がよく、参加者の所属する団体等からさらに講演依頼がかかるなど、発信の場も増加している。 【課題】 ● 広報を熟読する層の固定化。若い層に伝わっているか。 ● 市公式LINEや学校安心メールも情報量が多く、取捨選択の中で読まれていない可能性有。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○市の広報誌やホームページ、市公式LINE等による情報発信を行っているが、情報量の多さや受け手の関心の多様化により、特に若い世代への効果的な周知が課題となっているため、発信内容や方法を工夫していく。
計画	○今後も広報等には引き続き分かりやすい内容を意識し記事を掲載。 ○SNS等の掲載も増やすなど、若い世代の目に触れる機会を増やす工夫を行う。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等意識の形成		
	基本施策	(2)	情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進		
	具体的施策	4	市の出版物等へのジェンダー平等の視点に配慮した表現の徹底		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

2020年度に実施した事業

主
な
事
業
内
容

○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、ジェンダー平等の視点に配慮した表現を徹底します。

・職員が適切な表現を確認できるよう、職員用電子掲示板に「表現のガイドライン」を掲載している。

・新規採用職員基礎研修でも表現の留意点について説明

日時 令和7年5月28日（水）

内容 「男女共同参画の基礎」

※講演資料の中でも「表現のガイドライン」を抜粋し、留意点を説明

・広報記事・ポスター・チラシ、展示物等の文章やイラスト等、固定的性別役割分担意識是正を念頭に適切な表現となるよう配慮した。

	よく理解できた	理解できた	普通	あまり理解できない	理解できない	未提出 無回答
海津木苑	15	4	0	0	0	0
隣保館	12	7	0	0	0	0
福祉課	12	7		0	0	0
人権センター	13	6	0	0	0	0

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○アンケート（人権センター部分。回答は人権問題の講演に対しても含む。）でもよく理解できた・理解できたとなっており、新採職員が理解したうえで業務に携わることができることを認識している。

【課題】

●研修等で得た知識について、継続的な定着が課題であり、電子掲示板による情報共有も含め、時間の経過とともに認識が薄れる可能性がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○今後も新規採用職員基礎研修を継続し、理解促進につなげる。
計画	○知識が薄れないよう、電子掲示板による表現のガイドラインの存在を周知していく。

部	担当課
総務部	経営戦略課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ロ・ジ}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等意識の形成		
	基本施策	(2)	情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進		
	具体的施策	4	市の出版物等へのジェンダー平等の視点に配慮した表現の徹底		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、ジェンダー平等の視点に配慮した表現を徹底します。 ・広報紙や公式SNSでの発信に使用する写真やイラストについて、ジェンダー平等の視点に配慮し選定した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ジェンダー平等の視点に配慮した写真やイラストを使用することで、ジェンダー平等の意識の向上につながれたと考える。 【課題】 ●今後もジェンダー平等の視点に配慮した表現の徹底に継続して取り組む。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、ジェンダー平等の視点に配慮した表現を徹底します。
計画	○広報紙や公式SNSでの発信に使用する写真やイラストについて、ジェンダー平等の視点に配慮し選定する。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等意識の形成		
	基本施策	(2)	情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進		
	具体的施策	5	メディアリテラシー（情報を読み解く力）の育成		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○講演や広報等を通じメディア社会に積極的に参画する能力を養い育てる取組を推進します。

・みんなの人権セミナー（主催：古賀市社会「同和」教育推進協議会）

日時 令和7年9月28日（日）10時～12時

内容 講演会 「ヤサシイハナ ヲ サカセマショウ～花が望んだやさしい世界を想いながら～」

講師 木村 響子氏

SNSでの誹謗中傷により、最愛の娘である木村花さんを亡くされた母・木村響子さんは、「せめて花さんのためにできることはないか」と考え、NP0法人リメンバーハナを立ち上げられ、誹謗中傷の被害者も加害者も減らすことを目標とした講演。

参加 56名

アンケート結果（抜粋）48件

	とてもよかった	よかった	まあまあ	もの足りない	総計
～20代	4	0	0	0	4
30代	1	0	0	0	1
40代	6	1	0	0	7
50代	8	4	0	0	12
60代	6	5	1	1	13
70代	4	3	0	0	7
総計	29	13	1	1	44

・古賀市じんけんカレンダー2025

8月の啓発テーマを「インターネット上の人権侵害をなくそう」に設定し、テーマに即した小学生のポスターや作品への想いを掲載した。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

・みんなの人権セミナー

○全体の約9割が高い評価を示しており、参加者の理解促進および意識啓発に一定の効果があったと考えられる。

○疑うことが必要と感じたといったような情報の取捨選択についての気づきの回答も一定数あった。

○SNS上の誹謗中傷等の人権課題をテーマとした講座を実施した。本事例については、メディアによる表現や編集の影響により特定の人物像が強調され、批判や炎上が生じたものと考えられるが、その背景には、女性の言動に対する固定的な見方やアンコンシャス・バイアスが根底にある差別構造が影響しているとも考えられ、メディアリテラシーとともにジェンダーの視点からも捉えられる側面あり。

【課題】

・みんなの人権セミナー

●ニュースにもなった内容であり、多くの参加者を見込んでいたが想定より参加者が少なかった。周知の工夫が必要。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○今後も何らかの媒体を通じてメディアリテラシーの啓発を行っていく。
計画	○古賀市じんけんカレンダーはテーマを古賀市人権尊重推進委員会で決定するため、月の啓発テーマになるのは確定ではないが、法務省の設定する強調事項であることは今後も明記する。 ○講演等についても各種人権課題があり、年度によりテーマを開催できないこともあるが、何らかの媒体で啓発を行えるよう検討する。

部	担当課
教育部	学校教育課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等意識の形成		
	基本施策	(2)	情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進		
	具体的施策	5	メディアリテラシー（情報を読み解く力）の育成		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○講演や広報等を通じ保護者等への啓発を推進します。 ・メディアリテラシーの講演会の開催 講演会開催：全小中学校 テーマ：保護者と学ぶ規範意識 参加者：児童生徒とその保護者 ○学校教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。 ・各校発達段階に応じて、情報化社会の問題についての学び 内容：インターネットの適正利用、ID等の交換の危険性、SNSの使用等 ・パソコン（Chromebook含む）、インターネットを用いた情報収集の仕方や活用に伴う注意喚起 ※「いのちのノート」（各中学校校区で作成している古賀市人権教育副読本）について毎年、事業実践を行い、見直し改編し、児童生徒に配布。授業で活用している。各校区の人権課題に対して、継続的に学習を深めていけるように、各学年に同じテーマで異なる題材を取り上げている。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○課題に対して、主体的に情報を収集し、判断する力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に貢献した。 ○SNS等によるトラブルにあった児童生徒がいる中、起こり得るトラブルの内容と具体的な回避の方法を知るきっかけになった。 【課題】 ●今後も、児童生徒と保護者、教職員に対し、パソコンやインターネットを活用する利便性とそこに潜む危険性について継続して啓発していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○保護者と学ぶ規範意識事業を実施予定
計画	○「保護者と学ぶ規範意識」講演会の実施（全小中学校での実施を継続） ○情報モラル教育の充実（各校における発達段階に応じた授業の実施） ○[いのちのノート]の活用・見直し

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等意識の形成		
	基本施策	(2)	情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進		
	具体的施策	5	メディアリテラシー（情報を読み解く力）の育成		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 講座を通じメディア社会においても自身で判断できる能力の育成に努めます。 市内小学校においてメディア講座等を実施した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 市内小学校においてメディア講座を実施し、SNSの正しい使い方等を児童が学ぶことができた。 5小学校 計475人（うち保護者22人） 【課題】 ● 継続して実施していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 継続実施
計画	○ 市内小学校へメディア講座の目的や内容を周知し、活用を促進する。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター（保育所）

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(1)	学校教育等におけるジェンダー平等教育の推進		
	具体的施策	6	幼児の発達段階に応じた教育の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 年齢や発達段階に応じて、ジェンダー平等の意識を育み、保育内容の充実に努めます。「人権を大切に作る心を育てる」を基本方針とし、一人ひとりの子どもの育ちを確認しながら、各年齢に応じた保育活動を構築していくとともに、乳幼児期からの人権意識を培い、関係機関と連携しながら発達の支援に取り組んでいる。 ○ 人に対する愛情と信頼感そして人権意識を育てるとともに自主、自立及び協調性を養います。 毎月行っている「人権のとりくみ」として、テーマやねらいを設定し、性別に関わりなく一人ひとりの個性を認め合う保育に取り組んでいる。 【人権のとりくみ】のねらい ○ 一人ひとりの違いを認め合い、お互いを大切にする心を育てる。 ○ 自分も友達も大切な存在であることを知る。 ○ 違い（性別・個性・文化など）を認め合う心を育てる。 ○ 相手の気持ちに気づき、思いやりのある行動を身につける。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 「人権を大切に作る心を育てる」ことを基本に、一人ひとりの子どもの姿を丁寧に捉えながら保育を行うことで、子ども同士が相手の気持ちに気づき、思いやりのある関わりが見られるようになってきた。また、年齢に応じた保育活動を通して自分の思いを表現する力や友達と関わる力が育ってきている。関係機関と連携することで、子どもの発達について共通理解を図りながら支援を進めることができた。 具体例 おもちゃや遊具で遊ぶ時に、自分たちでルールを決めてゆずりあっている。 発表会での役に自分なりの表現を考えている。 【課題】 ● 子ども同士の関わりの中で相手の気持ちを考える力をさらに育てていくため、日々の保育の中での環境構成を工夫していくことが必要。 ● 関係機関との連携を一層深め、子どもの発達について共通理解を図りながら継続的な支援を行っていくことが必要。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 「人権を大切に作る心を育てる」ことを基本に、一人ひとりの子どもの姿や思いを丁寧に受け止めながら保育を進めていく。
計画	○ 子ども一人ひとりの姿や発達を把握し、年齢や実態に応じた保育活動を計画的に実施する。 ○ 日々の生活や遊びの中で相手を思いやる気持ちや互いを尊重する態度が育つような関わりを大切にする。 ○ 学校・地域・家庭との情報共有や連携を図りながら、子どもの発達を継続的に支援していく。

部	担当課
教育部	学校教育課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(1)	学校教育等におけるジェンダー平等教育の推進		
	具体的施策	7	児童・生徒の発達段階に応じた教育の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○発達段階に応じた学習内容・方法で、ジェンダー平等の意識を高める人権教育の取組を進めます。 ・各中学校区の「いのちのノート」を活用し、授業を実施 (例) 小学校3年生：『「女の子だから…」「男の子だから…」』 中学校2年生：「ちがいのちがい」など ・改編においては、教育課題として不易（同和問題・平和学習）や流行を見極め、児童生徒の実態にあった「いのちのノート」の内容を検討、見直しをおこなった。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 令和7年度の各学校の実践をもとに、各中学校区で男女平等の視点にたった教材を選定し、改編できた。 【課題】 ● 児童生徒が男女平等の意識を一層高めていけるように、教育活動や授業づくりのさらなる充実を図る。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 令和7年度に改編した令和8年度「いのちのノート」を活用し、授業を進め、男女平等の視点を広げる。
計画	○ 各学校の教育指導計画書に則って今後も継続実施

部	担当課
教育部	青少年育成課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(2)	社会教育におけるジェンダー平等教育の推進		
	具体的施策	8	保護者に対するジェンダー平等についての啓発		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ ジェンダー平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等にて啓発します。 ・ 児童センターにおいて、ジェンダー平等に関連する掲示物を掲示したり、図書館からジェンダー平等に関連する書籍を借りて配架するなどして、来館者に対する啓発を行った。																				
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 児童センターに来館した保護者が、掲示物や本を見ることで、ジェンダー平等の啓発につながっている。 ・ 3 児童センター来館者数 【児童センター別来館者数】 (単位:人) <table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>計</td></tr><tr><td>青柳児童センター</td><td>3,789</td><td>18,533</td><td>12,198</td><td>34,520</td></tr><tr><td>千鳥児童センター</td><td>4,097</td><td>23,644</td><td>13,745</td><td>41,486</td></tr><tr><td>ししぶ児童センター</td><td>4,680</td><td>22,347</td><td>14,987</td><td>42,014</td></tr></table> ・ 乳幼児親子交流支援事業参加者数（保護者） 令和5年度：570人 令和6年度：634人 令和7年度：844人 【課題】 ● 継続的な周知を行うため、来館者が興味・関心を持ちやすい展示内容や掲示方法を工夫する必要がある。		令和5年度	令和6年度	令和7年度	計	青柳児童センター	3,789	18,533	12,198	34,520	千鳥児童センター	4,097	23,644	13,745	41,486	ししぶ児童センター	4,680	22,347	14,987	42,014
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計																	
青柳児童センター	3,789	18,533	12,198	34,520																	
千鳥児童センター	4,097	23,644	13,745	41,486																	
ししぶ児童センター	4,680	22,347	14,987	42,014																	

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 今後も展示方法等工夫し、継続した周知を行う。
計画	○ 引き続き児童センターにおいて、掲示物等による来館者に対する啓発を行う。

部	担当課
教育部	学校教育課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ページ}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(2)	社会教育におけるジェンダー平等教育の推進		
	具体的施策	8	保護者に対するジェンダー平等についての啓発		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ジェンダー平等の視点による研修会等を実施します。 ○ジェンダー平等教育についての共通理解を図るため保護者への通信等にて啓発します。 ・児童生徒と保護者のための性に関する学習会の実施 内容 ・女らしさ 男らしさについて ・対等な関係になるために ・境界線 ・性暴力防止 ・相談の大切さ 開催時期 古賀中学校：6月2日、6月3日実施（全学年、6月3日：保護者） 古賀北中学校：6月16日、9月29日 実施（全学年） 古賀東中学校：6月20日、11月21日（全学年） ※講演会の内容については、通信等で情報提供
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 参観日や学校開放日と合わせて講演会を実施し、保護者に向けて啓発できた。（各校実施） ○ 道徳などで実施した授業内容を保護者と共有し、家庭で考える機会を設けることができた。（授業実施） 【課題】 ● 今後も継続して、保護者に啓発できるよう案内方法を検討していく。また、学校と家庭が連携して学びを深めていけるよう学習内容の共有に努める。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 保護者への啓発ができるよう、学習参観や学校開放日などで、講演会の実施等を検討していく。
計画	○学習参観や学校開放授業を活用した講演会の継続実施。 ○学校と家庭の連携による啓発の推進（通信等による保護者への情報提供の継続）

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター（保育所）

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(2)	社会教育におけるジェンダー平等教育の推進		
	具体的施策	8	保護者に対するジェンダー平等についての啓発		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ジェンダー平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等にて啓発します。 「人権を大切にすることを育てる」を基本方針とし、子どもの自尊と自律を育てる保育環境づくりや、一人ひとりの個性を認め合う保育活動をお便りや保育参観などで、保護者に伝えることができた。 お便り クラスだより：月1回 クラスの活動の様子：毎日 行事の様子：行事開催日の当日 保育参観 年2回（5月31日・2月14日）
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○『人権を大切にすることを育てる』という基本方針のもと、子どもの自尊心や自律性を育む保育環境づくりや、一人ひとりの個性を認め合う保育活動について、お便りや保育参観などを通して保護者に伝えることができ、保育への理解を深めてもらうとともに、保護者との信頼関係の構築につながった。 保護者からのご意見 ○保育所での様子が分かりやすく、子どもの成長を感じることが出来ます。 ○保育所への準備や着替えなど、一人でやるという意識が出てきています。 【課題】 ● 保護者との信頼関係をさらに深めていくために、お便りや保育参観に加え、日々のコミュニケーションを大切にしながら、子どもの成長や保育の意図をより分かりやすく伝えていくことが必要。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○「子どもの自尊心や自律性を育む保育を大切にしながら、保育のねらいや子どもの姿を継続的に発信し、保護者との信頼関係をさらに深めていく。」
計画	○ お便りや保育参観を定期的に行い、保育のねらいや子どもの成長の様子を保護者にわかりやすく伝える。 ○ 日々の送迎時や個別対応を通して、保護者との会話の機会を増やし、信頼関係をさらに深める。 ○ 子どもの個性や自主性を尊重した活動を意識的に取り入れ、保護者にそのねらいや効果を伝える。

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	1	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(2)	社会教育におけるジェンダー平等教育の推進		
	具体的施策	8	保護者に対するジェンダー平等についての啓発		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ P T C Aと連携を図ってジェンダー平等の視点による研修会等を実施します。 ・ 保護者等に対する啓発のため、関係機関と連携を図って、ジェンダー平等の視点による講座を開催しました。 リーパスカレッジ保護者向け講座 例 パパ（グランパ）とキッズでお洗たくとクッキング 大人と子で簡単可愛いおせち パパ（グランパ）とキッズでお洗たくとクッキング 7月30日 9組中 男性保護者6人 8月 3日 9組中 男性保護者8人 大人と子で簡単可愛いおせち 12月13日 8組中 男性保護者0人 女性保護者8人
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ パパ（グランパ）とキッズでお洗たくとクッキングでは定員を上回る9組の応募があり、男性保護者の家事・育児参画への関心の高さがうかがえた。 大人と子で簡単可愛いおせちでは8組が受講されたが、男性保護者の参加がなかった。 【課題】 ● 今後もジェンダー平等教育について、より効果的な啓発ができるよう検討する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 原則男女を問わず、市民が共に豊かな生活を送るために必要ないろいろなジャンルの講座を届ける。
計画	○ リーパスカレッジにおいて定員に満たない講座があれば、市民に対して受講していただくよう周知・呼びかけをしているが、保護者を対象としたジェンダー平等に関する講座について、性別を限定して実施する場合は、さらに配慮をしていく。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
教育部	文化課(図書館)

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ロ・ジ}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(2)	社会教育におけるジェンダー平等教育の推進		
	具体的施策	9	関係資料の収集、活用		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 図書、視聴覚資料などを収集し、提供します。 「男女共同参画」「ジェンダー」「男女平等」「ドメスティックバイオレンス」など312冊 ○ 男女共同参画週間等に特別展示を実施。 男女共同参画イベント（フォーラム・セミナー、上映会等）にあわせて、「特別展示架」や「図書館情報提供ラック」を活用し関連図書等の展示・貸出を行った。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 利用者の方は、「特別展示架」や「図書館情報提供ラック」の前で足を止められ、関連書籍に目を通されたり、貸出手続きをされる方もいるなど、特設コーナーを設けることで学びを深めるきっかけとなった。 【課題】 ● 今後も、幅広い資料を収集し情報提供の方法に工夫しながら継続していく。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 今年度に引き続き上記事業を継続して実施。
計画	○ 男女共同参画に関する資料や関係講師の図書等について、「特別展示架」や「図書館情報提供ラック」を予定。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(2)	社会教育におけるジェンダー平等教育の推進		
	具体的施策	9	関係資料の収集、活用		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○男女共同参画週間等に特別展示を行います。 ・男女共同参画週間 ・県パネルを借用し展示「第52回ジェンダー 性にまつわる思い込みを疑う」(6月16日～6月30日) ・一行詩・輝きKOGAびと表彰作品等展示(6月16日～6月30日) ・国際女性デー ・健康介護課と連携しパネル展示等(2月24日～3月13日) ※市ホームページ・市公式LINEにて周知 ※国際女性デーにあわせて、同日の経緯や趣旨(女性の権利・ジェンダー平等の推進)について周知するとともに、健康介護課と連携し、女性の健康課題をテーマとしたパネル展示を実施するなど、ジェンダー平等と女性の心身の健康の両面からの啓発を行った。 ※期間中市民部・保健福祉部の職員の名札を「女性の活躍を応援している」文言を追加したミモザ柄に変更
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○「マンガで学ぶ育児休業制度」(厚生労働省)の冊子や健康介護課の女性の体に関する冊子などを配架したところ、持ち帰りが多く見られ、来庁者の関心の高さがうかがえるとともに、育児休業制度や女性の健康に関する知識の習得につながったと考えられる。 【課題】 ●健康介護課との連携により、健康を入口とした啓発が人権やジェンダー平等への関心につながる可能性が確認できたことから、今後は他課との連携も視野に入れ、別分野を通じた啓発の展開について検討が必要。 ●「マンガで学ぶ育児休業制度」の冊子についても一定の関心が見られたため、興味をひく、分かりやすい周知方法の検討が必要。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ジェンダー平等や人権への理解促進を図るとともに、他課との連携や分野横断的な取組により、幅広い層への啓発を推進する。
計画	○国際女性デーにあわせたパネル展示や関係課と連携した啓発、男女共同参画週間における一行詩展示を継続する。 ○分かりやすい資料の配架や展示の工夫により理解促進を図るとともに、他課や別分野との連携など啓発方法を工夫する。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(3)	教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上		
	具体的施策	10	社会教育委員や分館長等社会教育関係者への啓発		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 公民館活動等において、男女共同参画の視点に立った学習会や研修会を実施します。 11月13日アクロス福岡での九州ブロック社会教育研究大会に社会教育委員5人が参加 1月31日うみ・みらい館での社会教育委員研修会に社会教育委員3人が参加
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 県内外の事例発表を聴き、様々な市町の社会教育関係者と意見交換を行うことで、だれもが生きがいを創り出していけるよう、人とのつながりづくりの大切さを学んだ。 【課題】 ● 継続して参加を促す必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 継続実施
計画	○ 県や糟屋地区における社会教育委員等を対象とした研修会についても周知し、参加を促進する。

部	担当課
教育部	学校教育課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(3)	教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上		
	具体的施策	11	教職員・保育士等への啓発		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○教職員の研修を通して男女共同参画についての理解を促進し、学校教育においてよりよい教育活動を促進します。 ・校区連絡協議会代表者会 ※児童生徒の学力と進路保障をめざし、学校間連携・校種間連携・地域連携を活動の主軸として各中学校区で組織された協議会である。人権啓発、学力保障、学校適応促進等の取組を行っている。 - 人権教育に対する小中学校の教職員の意識改革と児童生徒に対する指導の在り方について協議・情報共有等を実施し、教員のジェンダー平等の意識を高めている。参加者：児童支援担当・人権教育担当者他 ・古賀市教育委員会主催の研修事業における男女平等の視点に立った人権教育について 開催日：①6月3日（火）②7月22日（火） 内 容：①「じんけん教育を推進することについて」 ②「古賀市の人権・同和教育の推進」 参加者：①小中学校長 ②教職経験2年目教員他
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 男女共同参画に対する意識は、教育課程に位置付けて学習を実施知る主体者として、人権意識を高めて指導にあたることができた。（各学校の指導状況） 【課題】 ● 今後も教職員等が、人権意識を高めていけるよう研究会の在り方などの工夫を行う。 ● 教職員研修等を実施し、継続して男女平等参画の理解促進を行う。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 継続した理解促進を行う。
計画	○ 古賀市教育委員会主催の研修事業の内容や校内研修の指導助言を行いながら、男女共同参画の理解を深める。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター（保育所）

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(3)	教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上		
	具体的施策	11	教職員・保育士等への啓発		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○教職員の研修を通して男女共同参画についての理解を促進し、学校教育においてより良い教育活動を促進します。 市主催の職員人権問題研修や外部研修等に積極的に参加し、さまざまな人権課題や男女共同参画に関する理解と意識の向上に努める。その成果を、子どもたちや保護者への啓発や日常の教育活動に適切に反映させていく。 参加した主な研修 市主催 同和問題を考える市民のつどい・いのち輝くまちこが2026 職員人権問題研修・男女共同参画セミナー 外部研修 保育所連盟職員研修・公立保育所職員研修・福岡県人権・同和教育夏季講座 福岡県人権保育研究集会・全国人権保育研究集会
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○市主催の職員人権問題研修や外部研修等に積極的に参加し、さまざまな人権課題や男女共同参画に関する理解と意識の向上に努めた。その成果を、子どもたちや保護者への啓発や日常の教育活動の充実につなげることができた。 【課題】 ●人権課題や男女共同参画に関する理解を一層深めるとともに、児童一人ひとりの実態に応じた指導や、保護者への継続的な啓発に結び付けていくことが課題である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○研修で得た知識を日常の教育活動に継続的に生かしていくことが課題である。そのため、人権教育を計画的に推進し、児童理解に基づいた指導の充実と保護者への啓発に努めていく。
計画	○研修で得た知識や気づきを校内で共有し、職員間で実践につなげる ○職員同士で指導や対応の工夫を共有し、日常の保育活動に反映させる

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	I	ジェンダー平等意識の向上		
	基本方向	2	ジェンダー平等教育の促進、充実		
	基本施策	(3)	教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上		
	具体的施策	11	教職員・保育士等への啓発		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

【2020年度計画】年度に実施した事業

主な事業内容	○市が開催するセミナー・フォーラムなどへの参加を要請します。 ・男女共同参画フォーラム、男女共同参画セミナーについて周知 ・みんなの人権セミナーについて学校及び保育園へも周知 ※ 本セミナーの一つ、講演会「やさしいハナ ヲ サカセマショウ～花が望んだやさしい世界を想いながら～」はメディアリテラシーをテーマとしつつ、固定的な性別観やアンコンシャス・バイアスといった観点からも人権やジェンダーの視点で捉えることができる内容。 ・市内小中学校を通じた一行詩の募集等により、児童生徒や教員が人権やジェンダー平等について一緒に学ぶ機会を創出を図った。 <table><tr><td>①市内小中学校</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（小学校）</td><td>応募作品数</td><td>1623件</td></tr><tr><td>（中学校）</td><td>応募作品数</td><td>265件</td></tr><tr><td>②市内高等学校</td><td>応募作品数</td><td>317件</td></tr><tr><td>③一般</td><td>応募作品数</td><td>4件</td></tr></table>	①市内小中学校			（小学校）	応募作品数	1623件	（中学校）	応募作品数	265件	②市内高等学校	応募作品数	317件	③一般	応募作品数	4件
①市内小中学校																
（小学校）	応募作品数	1623件														
（中学校）	応募作品数	265件														
②市内高等学校	応募作品数	317件														
③一般	応募作品数	4件														
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○市内小中学校を通じた一行詩の募集により、児童生徒が人権やジェンダー平等について考える機会となった。また、校長会での資料提供の要望があったほか、一行詩作成を授業等で行うことにより、教員の理解促進にもつながった。 【課題】 ●セミナー・フォーラム等への参加は限定的。働き方改革の進展等により業務時間外での参加が難しい状況がある。また、教職員・保育士においては他にも各種研修等の機会が多く、参加の負担が大きいことから、十分な参加が困難。															

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○働き方改革や教員の負担等を踏まえ、参加しやすい取組や既存の機会の活用を図る
計画	○市が開催するセミナー・フォーラム等について、学校及び認定こども園等へ今後も周知を行う。 ○一行詩の募集を継続して実施し、児童生徒及び教員が人権やジェンダー平等について学ぶ機会を確保する。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(1)	審議会、協議会等における女性の参画拡大		
	具体的施策	12	審議会等委員構成の男女比均等化（概ね50：50）目標の達成		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

事業の成果・評価・課題

○各審議会等の所管部署において達成をめざします。

■審議会等委員への女性の登用状況

(令和5年度)			(令和6年度)			(令和7年度)		
総数(人)	638	女性の割合	総数(人)	626	女性の割合	総数(人)	658	女性の割合
うち女性の数		41.5%	うち女性の数		46.0%	うち女性の数		45.3%
265			288			298		

○女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

古賀市監査委員

古賀市固定資産評価審査委員会

→担当課に対し、次回の委員改選時等において、女性委員の登用が進むよう、推薦依頼の際の工夫について依頼

【成果・評価】

○上記表からもほぼ50：50となっていており、各課で委員を選出する際に男女比に配慮する意識の浸透が見受けられる。

【課題】

●固定資産評価委員会については、市内に固定資産を有していることや専門的知識を有することなど委員の選任要件が限定的であることから、女性委員の選任が難しい状況にある。また、他の附属機関等においても同様に、専門性や経験等の要件が限定されることが女性委員の登用の妨げとなっている場合がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○全庁的に附属機関等における男女比を概ね50：50とする意識は浸透していることから、今後もその取組を継続するとともに、女性委員の登用が進むよう努める。
計画	○附属機関等における男女比の状況を把握する調査を実施するとともに、男女比に課題のある所管課に対し、女性委員の登用に向けた意識付けを図るための周知を行う。

部	担当課
総務部	人事秘書課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(1)	審議会、協議会等における女性の参画拡大		
	具体的施策	12	審議会等委員構成の男女比均等化（概ね50：50）目標の達成		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 各審議会等の所管部署において達成をめざします。 ○ 女性委員のいない審議会等の解消に努めます。 ・ 各種審議会委員の選定時に構成比率等を確認
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 今後も男女比の構成比率が目標達成されるよう、各審議会委員の選定において確認し、必要に応じて審議会庶務担当者と協議を行っていく。 【課題】 ● 審議会の種類によっては、専門分野の知識を有する識見者等において、構成比率を調整することが難しい場合がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 男女比の構成比率改善
計画	○ 研修機会や労働安全衛生委員会等を通じて、女性の参画向上に係る情報周知。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(1)	審議会、協議会等における女性の参画拡大		
	具体的施策	13	女性の参画を推進するための人材育成と情報の収集		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○「女性人財リスト」への登録を広く呼びかけて整備し、審議会等への女性登用を促進するよう活用します。 ・「女性人財リスト」への登録について広報誌、ホームページ、市公式LINEにて募集情報を掲載
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○令和7年度末登録者：10人 令和7年度末登録者のうち、審議会等への登用人数は1人 ○今年度は市公式LINEの周知を新たに行った。 【課題】 ●周知を行っているものの登録者数の増加にはつながっていない。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○今後も市民への周知を定期的に行う。
計画	○令和7年度に市公式LINEによる周知を新たに行ったように、その他SNS等の周知や他課のイベントや取組の場の活用も可能か検討する。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(1)	審議会、協議会等における女性の参画拡大		
	具体的施策	14	地域活動における女性リーダーの養成		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○市の生涯学習等を充実し、地域のリーダーとして活動できる人材を養成します。 ・ 審議会等委員の会「セミナーメイト」の地域研修を古賀市において開催し、福岡県ジェンダー平等フォーラムの一環として講演・対談を実施した。 本研修は、市長による当日の講演内容を踏まえた事前研修として行った。 7月24日（木）14：00～16：00 参加人数12名（女性12名）
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○地域内外で活動する人材が参加し、男女共同参画の視点について理解を深める機会となるとともに、参加者の資質向上につながった。 ○当該地域研修は参加者からの評価が高く、市長による講演が好評であったことから関心の広がりが見られた。その結果、11月22日に実施された本番の講演・対談においても、口コミ等により来場者の増加につながった。 【課題】 ●当該取組は外部からの依頼を契機として実施した単発のものであり、継続的ではない。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○県等が実施するリーダー研修等の機会を活用し、人材育成につながる取組の周知を行うなど、継続的な関わりを図る。
計画	○県等が主催するリーダー研修等について、関係者への周知に加え、SNS等を活用した情報発信等を検討し、参加促進を図る。

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(1)	審議会、協議会等における女性の参画拡大		
	具体的施策	14	地域活動における女性リーダーの養成		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市の生涯学習等を充実し、地域のリーダーとして活動できる人材を養成します。 分館教養学級活動を支援（女性の分館教養学級長を支援） 令和7年度 23学級中女性学級長14人（60.8%） 令和6年度 23学級中女性学級長12名（52.2%） 令和5年度 24学級中女性学級長11名（45.8%）
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 14人の女性分館教養学級長が学級を運営し、様々な学びを行った。 23人中、女性14人（60.8%） 【課題】 ● 今後も分館教養学級長が円滑かつ充実した学級運営ができるよう継続して支援していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 分館長・分館主事・分館教養学級長が地域行事の開催や地域課題・生活課題の解決のための講座を企画する際の支援を行う。
計画	○ 分館長・分館主事全体会の開催や分館長・分館主事・分館教養学級学級長に対し、リーパスカレッジや出前講座、企業・病院・市民団体が行う出前講座等の情報提供を行う。 ○ 分館教養学級長に限らず役職者の人選については苦慮されている状況なので、性別を問わない姿勢であるが、できうる限り声かけを行いつつ女性学級長の支援を行う。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
総務部	まちづくり推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(2)	自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大		
	具体的施策	15	役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○各種団体の役職者について、男女割合の目標を達成するよう機会を捉えて男女共同参画の必要性を伝えて意識改革を進めます。 【自治会長・隣組長】 令和7年度 男性460人 女性190人 (29.23%) 令和6年度 男性466人 女性184人 (28.31%) 【自治会長】 令和7年度 男性 42人 女性 4人 (8.69%) 令和6年度 男性 41人 女性 5人 (10.9%) 【隣組長】 令和7年度 男性418人 女性184人 (30.5%) 令和6年度 男性425人 女性179人 (29.6%)
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○令和6年度と比較して女性構成比率は上がっているが、自治会長、隣組長ごとに比較すると、自治会長の女性構成比率は下がっている。 【課題】 ●自治会加入率の低下や役員の担い手が不足しているといった状況であり、そもそも役員の選出に苦慮している実情があるが、男女共同参画に関する理解を深めるためにも、継続した啓発が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○まずは、自治会長等の役員の担い手不足に対して、行政としての支援の在り方を引き続き検討していく。
計画	○自治会加入率の向上のための啓発 転入時において自治会活動を紹介したチラシの配布、広報こがや古賀市ホームページ等により自治会活動を紹介し、自治会の活動を知っていただく機会を増やす。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(2)	自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大		
	具体的施策	15	役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 各種団体の役職者について、男女割合の目標を達成するよう機会を捉えて男女共同参画の必要性を伝えて意識改革を進めます。 ○ 分館長委嘱 分館長は地域公民館を拠点とした地域の分館（公民館）活動を推進する。 令和7年度 46館中 女性5人（10.9%） 令和6年度 46館中 女性7人（15.2%） 令和5年度 46館中 女性6人（13.0%） ○ 社会教育委員委嘱 令和7年度 10人中 女性6人（60.0%） 令和6年度 9人中 女性5人（55.5%） 令和5年度 9人中 女性5人（55.5%） ○ 古賀市スポーツ協会役員 令和7年度 14人中 女性2人（14.3%） 令和6年度 14人中 女性2人（14.3%） 令和5年度 14人中 女性2人（14.3%）
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 分館長46人中、女性5人（10.9%） ○ 社会教育委員 10人中、女性6人（60.0%） ○ 古賀市スポーツ協会役員 14人中、女性2人（14.3%） 【課題】 ● 分館長の人選について、地域は性別を問わず人選に苦慮されている。 ● 引き続き声かけを行う。 ● 古賀市スポーツ協会役員の女性役員の人選に苦慮している。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 分館長の人選は、性別を問わず苦慮されている状況から、原則地域の事情が優先する。 ○ 古賀市スポーツ協会役員の男女のバランスの確保を目指し、意思決定の多様性をめざす
計画	○ 分館長の人選に関し地域から相談があった場合において、具体的施策目標のために声かけを行う。 ○ 女性役員を確保し、バランスの取れた役員構成を図っていく。

部	担当課
教育部	文化課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(2)	自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大		
	具体的施策	15	役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○各種団体の役職者について、男女割合の目標を達成するよう機会を捉えて男女共同参画の必要性を伝えて意識改革を進めます。 ○ 特定非営利活動法人 古賀市文化協会 役員の構成 男性 9人 女性 7人 (46.8%)
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○役員の構成比率は男性56.2%女性46.8%となっており、目標は達成されている。 【課題】 ● 当該団体においては、構成員の高齢化により役員の選出に苦勞しており、長年の課題となっているため、具体的施策の達成には、時により難しい側面がある。行政として、当該団体の実情への配慮も必要な状況である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 男女共同参画に関する理解を深めるための啓発は、継続して行っていく。
計画	○ 役員改選年にあたり、当該団体の動向を注視していく。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ロー}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(2)	自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大		
	具体的施策	16	出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○出資団体等における男女共同参画を推進するため、推進状況調査を実施します。 ・主な出資団体等における男女比 <table><tr><td>シルバー人材センター</td><td>男性</td><td>10人</td><td>女性</td><td>4人（昨年度も同じ）</td></tr><tr><td>社会福祉協議会</td><td>男性</td><td>8人</td><td>女性</td><td>6人（昨年度は10：6）</td></tr></table> ※前年度から監事等の人数が変更になったため。	シルバー人材センター	男性	10人	女性	4人（昨年度も同じ）	社会福祉協議会	男性	8人	女性	6人（昨年度は10：6）
シルバー人材センター	男性	10人	女性	4人（昨年度も同じ）							
社会福祉協議会	男性	8人	女性	6人（昨年度は10：6）							
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○出資団体等における男女比の把握を行い、男女共同参画の推進状況を可視化することができ、毎年の確認を行うことで女性の参画に対する意識付けを行うことができた。 ○一部団体において構成員の変更はあるものの、女性の参画が一定程度確保されている状況が確認できた。 【課題】 ●現状の把握を継続していくことが必要である。										

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○出資団体等における男女比の状況について、継続的に把握を行う。
計画	○出資団体等における男女比の状況について、引き続き調査を実施する。

部	担当課
総務部	人事秘書課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ロー}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(3)	古賀市職員における特定事業主行動計画の推進		
	具体的施策	17	「古賀市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 令和11年（2029）年度までに係長以上の役職に女性の占める比率40%以上を維持します。 ○ 多様なポストに女性職員を積極的に配置します。 ・ 採用・昇格においては性別を理由とした制限を行わず、また、採用に関しては能力や昇格に関しては能力、意欲や職務経験を重視して実施した。 ・ 人事異動は、性別に関係なく能力や適性、職務経験を重視し、また、自己申告書を確認のうえ実施した。 ○ グループウェア（掲示版）や研修の場などで周知を徹底します。 ・ 行動計画及び各年度の実施結果（報告）をグループウェア及びホームページに掲載し、周知を図った。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 管理的地位にある役職における女性職員の割合の向上 令和7年4月1日時点 25.6%（前年度比 +5.6%） ○ 係長以上の役職における女性職員の割合 令和7年4月1日時点 41.1%（前年度比 +1.1%） 【課題】 ● 管理的地位にある役所の女性職員割合の更なる向上

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 特定事業主行動計画の認知度を高める。
計画	○ 女性活躍の推進に寄与する職員研修の実施。

部	担当課
総務部	人事秘書課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ロー}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
	基本施策	(3)	古賀市職員における特定事業主行動計画の推進		
	具体的施策	18	古賀市「特定事業主行動計画」に基づく職員のための仕事と子育ての両立支援の推進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 仕事と子育ての両立支援の取組を充実し、制度を利用しやすい職場環境づくりを進めます。 ・ 育児関係の制度利用に関する相談対応 ・ 部分休業申請対応 ・ 育児休業職員の代替職員（任期付職員）の配置 ○ グループウェア（掲示版）や研修の場などで周知を徹底します。 ・ 休暇制度の周知 ・ 出産・育児・介護を行う職員の休暇・休業制度の手引きのグループウェア掲載 ・ 育児関係休暇のチラシの掲載 ・ 育児休業について、グループウェアへの掲載とあわせ、対象となる男性職員を把握した際に、育児休業等の制度について案内を行った。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 休暇制度や育児休業について対象職員や上司に対して個別説明を行うことで、休暇休業の理解が浸透し、休暇等を取りやすい職場環境づくりの意識が促進された。 【課題】 ● 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得5日以上目標割合（100%）未達成 （令和7年1月～12月 実績：22.2%（前年比 △10.8%） ● 男性職員の育児休業取得者のうち、3月以上取得した職員の目標割合（50%）未達成 （令和7年1月～12月 実績：0%（前年比 △16.7%）

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 特定事業主行動計画の認知度を高める。
計画	○ 労働安全衛生委員会等を通じて職員への周知・啓発を図り、仕事と子育ての両立支援の意識の向上を図る。

部	担当課
建設産業部	商工政策課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ロー}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(1)	事業所における男女共同参画と女性活躍の促進		
	具体的施策	19	事業所、商工自営業主等への啓発と情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

【2020年度から令和7年度に実施した事業】

主
な
事
業
内
容

○ 事業所や商工自営業主等を対象とした研修会の実施を関係機関に要請します。

<古賀市企業内人権・同和問題研修推進会議の開催実績>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催数（回）	1	1	1
参加人数（名）	37	28	25

※企同推研修のうち男女共同参画・女性活躍に関連するもの

事
業
の
成
果
・
評
価
・
課
題

【成果・評価】

○ 古賀市企業内人権・同和問題研修推進会議における研修会において、OVER THE RAINBOW 代表 荒牧 明楽氏を講師として招聘し、「企業におけるダイバーシティ&インクルージョン施策」をテーマに、ジェンダーをはじめとする多様性の推進の必要性に関する講演等を実施。
市内企業の経営者や人事担当職員等に対し、アンコンシャスバイアスやマイクロアグレッションの解消等に関する講演やグループディスカッション等によりジェンダーをはじめとする多様性の推進の必要性について理解促進を図ることができた。

【課題】

● 近年、研修参加者数が横ばいとなっており、研修テーマのマンネリ化等による参加者数の伸び悩みが懸念される。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 研修参加者数及び満足度の向上
計画	○ 参加者アンケートの結果等を参考に、テーマ設定や研修の手法（ワークショップ形式等）を工夫し、マンネリ化を防止するとともに、参加者が自社内の研修等で参考にしやすい内容にするよう努める。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ロー}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(1)	事業所における男女共同参画と女性活躍の促進		
	具体的施策	20	推進状況調査の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○入札参加資格申請時に事業所の男女共同参画の取組状況について提出を求めます。 ・市内事業所に対し、入札参加資格申請時に「男女共同参画推進状況」に関する調査を実施しました。 ※令和7年度回答数：2社（随時の追加登録による申請2社中、2社提出） ・管財課と連携して実施。具体的施策20については人権センターのみ記載
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○入札参加資格申請時に「男女共同参画推進状況報告書」の提出を依頼することで、事業者に対し、男女共同参画に関する取組について意識する機会づくりにつながっています。また、事業者の取組状況を把握することで、市内事業所における男女共同参画推進の現状把握にもつながっています。なお、令和7年度は随時の追加登録分のみを対象としているため、提出件数は2件となっています。報告書の提出を通じて、男女共同参画の視点について考える契機となっており、事業者への意識啓発として一定の効果があるものと考えられます。 【課題】 ●今回提出のあった事業者はいずれも小規模事業者であり、従業員数や組織体制等の状況から、就業規則や育児・介護に関する制度整備等が難しい実態もうかがえました。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○引き続き、入札参加資格申請時に「男女共同参画推進状況報告書」の提出を依頼し、事業者への意識啓発及び取組状況の把握を行います。
計画	○入札参加資格申請時における「男女共同参画推進状況報告書」の提出依頼を継続します。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(2)	女性のニーズに応じた活躍の促進		
	具体的施策	21	子育て等で就労を中断した女性への再就職支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○女性の再就職を支援するための情報を提供します。 - 福岡県事業の周知（市ホームページ掲載・市役所・無料職業紹介所等にチラシ配架等） - 福岡県女性人材育成事業「My work step プログラム」 等 - リーパスカレッジと共催事業「心と体をリセット ハーブティーで癒しの時間を」 女性の心身のリフレッシュを図ることで活力を養い、ひいては社会参加や再就職に向けた意識の醸成につなげるという目的で開催。 参加者13名 20代 1名 30代 1名 40代 0名 50代 2名 60代 1名 70代 6名
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○リーパスカレッジは働く世代を含む幅広い年代の参加が見られ、特に中高年層の参加が多く、社会参加や再就職に対する関心の高さがうかがえた。 ○アンケートの満足度は5段階評価で、良い評価の5と4が100%を占めた。 【課題】 ●参加者は中高年層が中心であり、子育て世代を含む若い年代の参加が少ない状況であったことから、ターゲット層が参加しやすい日時の設定等工夫が必要。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○リーパスカレッジは既存の参加者層を有し、集客が見込めることから、引き続き連携を図るとともに、講座メニューの充実・拡充により、人権やジェンダーに関心のない層も含めた幅広い層への参加促進につなげる。
計画	○再就職支援を趣旨とした当該講座を含め、令和7年度は3講座共催で行った。令和8年度はさらにメニューを拡充し、リーパスカレッジとの連携により、社会参加や再就職に関する情報提供の機会を充実させるとともに、人権やジェンダーに関心のない層も含めた幅広い層への参加促進を図る。

部	担当課
建設産業部	商工政策課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・レジ}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(2)	女性のニーズに応じた活躍の促進		
	具体的施策	21	子育て等で就労を中断した女性への再就職支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主
な
事
業
内
容

○ 女性の再就職を支援するための情報を提供します。

<古賀市無料職業紹介所による支援実績>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規求職登録者数（人）	449(294)	413(287)	414(295)
求人企業への紹介件数（件）	528(340)	476(314)	486(325)
就職決定者数（人）	249(169)	220(152)	200(147)

※括弧書きは女性の数値

事
業
の
成
果
・
評
価
・
課
題

【成果・評価】

○ 市無料職業紹介所において、求人情報の提供や就職相談、企業とのマッチング支援を行うとともに、県などが主催する女性の就職支援等に関するセミナーや相談会等のポスター掲示、チラシ配布等を実施しました。

【課題】

● 求職者は事務職への就職ニーズが大きい一方、企業の求人は工場等の現場作業員が多くを占めており、求職側と求人側でミスマッチが生じています。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 求人・求職者のマッチングの精度向上
計画	○ 無料職業紹介所による求人・求職者双方へのニーズの把握等、きめ細やかな支援に努め、ミスマッチの解消を図ります。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(2)	女性のニーズに応じた活躍の促進		
	具体的施策	22	女性のキャリアアップ支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○関係機関と連携し女性のキャリアアップに対する理解について啓発します。 ・福岡県事業の周知（市ホームページ掲載・市役所・無料職業紹介所等にチラシ配架依頼等） ・福岡県女性人材育成事業「女性IT人材採用サポート」 ・「福岡キャリア・カフェ」 ・福岡県女性の活躍推進ポータルサイト ・福岡県ジェンダー平等フォーラム（キャリア関連の講演等多数） ○市ホームページや啓発チラシの配布などにより、市内事業所に女性活用に関する情報を提供します。 ・福岡県事業の周知（市ホームページ掲載・商工会等にチラシ配架等） ・女性のための企業人材育成事業「WOMEN'S BUSINESS CAMP 2025」 ・企業等における女性活躍推進事業「専門家派遣」等
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○商工政策課や無料職業紹介所、商工会等には直接県から周知がない県事業等について情報共有することができ、必要な対象者に情報が届く一助となった。 【課題】 ●関係機関への情報共有は行っているものの、周知方法については検討の余地がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○周知方法について検討の余地があることを踏まえ、既存の取組の中で情報発信の工夫を図る。
計画	○関係機関への情報共有を継続するとともに、既存の媒体や他課と連携した周知方法がないか検討する。

部	担当課
建設産業部	商工政策課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(2)	女性のニーズに応じた活躍の促進		
	具体的施策	22	女性のキャリアアップ支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 関係機関と連携し女性のキャリアアップに対する理解について啓発します。

<古賀市無料職業紹介所による就労支援セミナーの開催実績>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催数（回）	1	1	1
参加者数（名）	9(6)	3(3)	3(0)

※括弧書きは女性の数値

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ セミナー参加者は3名と少数であったが、講師による就職活動に必要な基礎知識や心構えに関する説明に加え、効果的な履歴書の書き方について実践形式による研修を実施し、参加者からも概ね好評を得ました。

セミナー名：シニア向け就業支援セミナー
日時：令和8年2月5日（木）13：30～15：00
参加者数：3名（うち女性0名）
概要：しごとの探し方、履歴書の書き方、面接準備等、就職活動に役立つ基本ポイントの解説

【課題】

● 今回は女性ではなくシニアをターゲットとしたため、結果として女性の参加者が0名となりました。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ セミナー参加者の増加
計画	○ 無料職業紹介所による新規求職登録者の傾向等を参考に、引き続き女性をはじめとする求職者の就業に資するテーマ設定等に努め、参加者の増加を図ります。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(2)	女性のニーズに応じた活躍の促進		
	具体的施策	23	女性への起業支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○女性の起業を支援するためのセミナー開催とともに県と連携してセミナー等の情報を提供します。 ・県事業：起業する女性を応援するため、オンラインの無料相談と先輩起業家との交流の場を提供する「Bloom福岡」の周知（市ホームページ・市公式LINE等） ※商工会には県から直接周知依頼
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○県事業「Bloom福岡」について、市ホームページや市公式LINE等を活用し周知を行い、関係機関と連携した情報提供の機会を確保することができた。 【課題】 ●周知は実施しているものの、周知方法については検討の余地がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○引き続き関係機関と連携しながら周知を行うとともに、新たな取組や情報があった場合には適宜情報提供を行う。
計画	○県事業「Bloom福岡」について、市ホームページや市公式LINE等を活用した周知を継続するとともに、新たな情報があった場合には適宜周知を行う。

部	担当課
建設産業部	商工政策課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(2)	女性のニーズに応じた活躍の促進		
	具体的施策	23	女性への起業支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主
な
事
業
内
容

○ 女性の起業を支援するためのセミナー開催とともに県と連携してセミナー等の情報を提供します。

<福岡県よろず支援拠点との連携によるセミナー開催実績>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催数(回)	12	11	12
参加者数(名)	83(54)	59(42)	85(52)

※括弧書きは女性の数値

事
業
の
成
果
・
評
価
・
課
題

【成果・評価】

○ 女性をはじめ市内で起業される方を支援するため、福岡県よろず支援拠点と連携し、毎月第2火曜日に経営セミナー及び個別相談を実施しました。
令和7年度は経営セミナーを12回開催し、女性は52人（全体では82人）の参加があった。昨年度と比較し、女性の参加が全体の71%から61%に減少した。割合は減少したが女性の相談者数は増加しており、今後も女性活躍の推進につなげたい。

【課題】

● 起業時に必要な知識等を習得できるよう、人気のあるテーマを選定するなど、女性が参加しやすいセミナーを継続できるよう福岡県よろず支援拠点と引き続き連携を図っていきます。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ セミナー参加者の増加
計画	○ 福岡県よろず支援拠点と連携して創業予定者のニーズの把握に努めセミナーの内容を検討し、女性をはじめ市内で起業される方の支援の充実を図ります。

部	担当課
建設産業部	農林振興課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(3)	農業における男女共同参画の促進		
	具体的施策	24	家族経営協定制度の周知及び女性農業者への支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を促進するとともに、女性農業者の経営力向上を支援します。 【女性認定新規就農者の支援の実施】※市の農業者支援会議による営農指導等 ①女性の認定新規就農者への栽培技術の指導や営農相談に対するアドバイス等 ・実施回数：週2回程度 圃場にて×12か月＝24回 ・対象者数：新規就農者等の女性農業者 2名 ②女性新規就農者の初期の経営安定を図るための経営開始資金の交付 ・対象者：夫婦型1組＋個人（女性）1名＝計2名 ※年間補助額をそれぞれ2回に分けて交付 【家族経営協定締結の支援】 ①女性農業者研修会等において家族経営協定について啓発 ・福岡県等の主催する研修についてコスモス広場などで広く周知 ・令和7年度の家族経営協定締結数 1件
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○女性認定新規就農者の支援の実施 ・就農アドバイザー等により圃場にて営農に関する指導や栽培技術の指導を行った。 ・引き続き経営開始資金の交付を行い、就農初期の経営安定を図った。 ○家族経営協定締結の支援 ・家族間の役割の明確化や女性の労働環境の向上をめざし、令和7年度は女性新規就農者1名が家族経営協定の締結を行った。 【課題】 ●家族経営協定の普及はまだまだ進んでおらず、周知方法の工夫が必要 ●ここ数年、全体として新規就農者の認定数は減少してきており、関係機関と連携により、さらに新規就農相談体制の充実を図る必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○家族経営協定のさらなる普及促進を図るとともに、関係機関との連携による女性新規就農者への営農指導や栽培指導を継続し、女性農業者の経営力向上を支援する。
計画	○就農の入口となる新規就農相談の際に、家族経営協定の周知チラシを配布しさらに普及に努める ○新規就農相談カード等を活用により、相談者の就農希望内容を把握の上、きめこまかな相談対応を行う ○関係機関と連携し営農指導や栽培指導などを行い、就農後のサポートを継続する

部	担当課
建設産業部	農林振興課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	2	就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進		
	基本施策	(3)	農業における男女共同参画の促進		
	具体的施策	25	農業団体等との連携による参画の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○経営参画をめざし活動するグループに情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図ります。 【福岡県が開催する研修会への参加】 ①「営農基礎講座」（北筑前普及指導センター） ・日時：令和7年7月9日（水）、9月3日（水） 参加者各1名 ②「女性農村アドバイザー視察研修」（久留米市 フルトリエ果樹園） ・日時：令和7年10月30日（木） 参加者2名 ③「農産物加工視察研修会」（中間市 トマト屋日高） ・日時：令和7年26日（水） 参加者2名
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○福岡県が開催する研修会への参加 ・女性農村アドバイザー視察研修・農産物加工視察研修会では、売上の増収をめざした農産加工品の生産・加工技術を学び、農業経営の安定化に向けたノウハウを学ぶことができた ・営農基礎講座では、病虫害の防除や農業経営管理について学び、新規就農者の早期経営確立に向けた知識技術の習得が図られた 【課題】 ●新規就農者の大きな課題である、初期の経営安定、知識・技術面の早期習得を実現するため、助成制度に関する情報提供や研修機会の確保が必要である

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○福岡県などが開催する研修会等を引き続き活用しながら、栽培技術向上や農業経営にかかる研修受講の機会を確保し、女性農業者の経営力の向上を図る。
計画	○福岡県や農業大学校などが開催する研修会等の情報提供を引き続き行い、女性新規就農者の初期の農業経営の安定化や早期の知識技術の習得に向けた活動を支援する

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(1)	家庭生活における男女共同参画の促進		
	具体的施策	26	生活自立を促す家事技術支援講座等の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 性別にとらわれず自分らしい生き方を見つける講座、家事技術支援講座や料理教室等を開催します。 リーパスカレッジ家事技術支援講座 例 日本の伝統的な発酵食品 お片付け講座 日本の伝統的な発酵食品 1 1月 5日 23人中 男性2人 女性21人 2月18日 22人中 男性2人 女性20人 お片付け講座 1 2月13日 47人中 男性2人 女性45人
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ リーパスカレッジ家事技術支援講座は、性別を問わず募集を行ったところ、いずれの講座においても、少数ではあるが男性からの応募があった。 【課題】 ● 今後も家庭生活における男女共同参画が進むよう、継続して家事技術支援講座を実施していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 家庭生活における男女共同参画が進むよう、継続して家事技術支援講座を実施する。
計画	○ リーパスカレッジ家事技術支援講座は、原則性別を問わず募集を行う。 ○ 当該講座受講者の性別が偏る状況においては、これを解消にする目的とした講座開催の検討を行う。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(1)	家庭生活における男女共同参画の促進		
	具体的施策	27	男女がともに参画する育児のための講座の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 子育て支援講座について、ニーズを把握して内容等を充実し、男女がともに参画する育児を支援します。 ・ ママ交流広場 開催回数：8回 参加者数：64名（うち男性 3人、女性 61人） ・ パパ交流広場 開催回数：6回 参加者数：66名（うち男性 38人、女性 28人） ・ IPP0プログラム事業委託でパパ向けの育児講座「パパいっぽ」を実施 開催回数：4回 パパの参加者数：28名
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ ママ・パパ講座を実施することで、昨年度から参加者が10人増え、男女がともに育児に参画することができる場の提供を行うことができた。 ○ 母子の愛着形成や子育てスキルの獲得、育児不安の軽減などを目的として実施している「IPP0プログラム委託事業」を父親向けに実施することで、父親への育児参画を促すとともに、父親同士のつながりを作ることで、「たくさんの赤ちゃんががんばっているパパをみて元気をもらえた」や「子育てに関するパパの悩みや不安を話せる場が無かったので、よかった」など、父親の育児不安の解消につなげることができた。 【課題】 ● 男性の育児休業取得が推進され、父親の子育て支援事業への参加者は増えていくが、より多くの父親に事業への参加を促していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 8年度は男性の育児参加を重点的に促進するため、パパ講座を6回から12回へ増やし、父親同士の交流の場を広く周知する。
計画	○ パパ交流広場 年間12回（月1回）開催

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(1)	家庭生活における男女共同参画の促進		
	具体的施策	28	男女がともに参画する育児のための相談機能の充実		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 子育て中の家庭の実情を把握し、育児に関する相談事業の充実を図り、保護者の孤立感や負担感の軽減に努めます。							
	・ 安心して出産、育児ができるよう専門職スタッフ（助産師、保健師、保育士）が各家庭を訪問し、妊産婦やそのパートナーのサポートを行います。							
	(単位：人)							
	<table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>訪問数</td><td>191</td><td>189</td><td>328</td></tr></table>		令和5年度	令和6年度	令和7年度	訪問数	191	189
	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
訪問数	191	189	328					
	※令和7年度からは初産婦だけでなく、経産婦も含めて訪問することになったため、訪問数が増加							
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】							
	○ 訪問を通じて妊娠・出産に関する相談だけでなく、出産後の育児に関する相談や経済的不安に関する相談について、必要に応じて関係機関につなげた。							
	【課題】							
	● 対面での面談が基本ではあるが、なかにはオンラインでの面談を希望される方もおり、面談をすること自体が難しくなりつつある。							

【2026(令和8)年度の事業計画】

計画	○ 全ての妊婦に対し、妊娠8か月ごろに訪問し、より明確になった出産に対する不安や悩みに寄り添い、適切な支援との連携、産後の見通しなどについて示す。
----	---

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(1)	家庭生活における男女共同参画の促進		
	具体的施策	29	男女がともに参画する介護のための講座の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○男女共同参画の視点に立って介護に関する講座を開催し、家庭における男女がともに担う介護を支援します。 ・認知症サポーター養成講座の開催（令和8年3月現在） ・小学校向け講座（オレンジ教室） 8校 対象者：小学5年生 546人 ・中学校向け講座（VR体験会） 3校 対象者：中学1年生 599人 ・県立玄界高校向け講座 8クラス 対象者：高校2年生 315人 ・市職員向け講座（新規採用職員） 22人 ・市民・企業等向け講座 15人 受講者数：1,497人 ※男女比 4：6 女性の受講者が多かった。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○認知症サポーター養成講座は、市内小学校（平成24年度～）、中学校（平成27年度～）において継続的に実施している。令和7年度も学校からの要望により、県立玄界高校においても実施することができた。 子どもから高齢者まで幅広い世代が認知症について学ぶことで、認知症になっても地域で安心して暮らし続けられる地域づくりの一助となった。 ○新しい認知症観を取り入れた講座内容及びテキストの見直しを行い、新しい内容で講座を実施することができた。 【課題】 ●認知症サポーター養成講座修了者に対するステップアップ研修の実施を検討し、より実践的に認知症の人を見守り支える人材の育成を図る必要がある。また、認知症の人が尊厳と希望をもって暮らし続けられる地域共生社会の実現をめざす必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○認知症に対する理解促進と男女共同参画の視点に立ち、講座の充実を図る。
計画	○認知症サポーター養成講座を小中学校、高校、市民向けに継続実施する。 ○サポーター養成講座修了者に対するステップアップ研修を検討・実施する。 ○チームオレンジや認知症カフェ等と連携し、地域での支え合いの活動を促進する。

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(1)	家庭生活における男女共同参画の促進		
	具体的施策	30	男女共同参画の視点に立った高齢者支援のための相談機能の充実		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

2026年度に相対して実施した事業

主な事業内容	○地域包括支援センターを市内3か所に増設し、専門職を中心に相談と支援を行うなど相談機能を強化・充実します。 ○相談窓口について、必要な人に情報が届くよう周知啓発に努めます。 ○ 地域包括支援センターの相談業務 ・相談件数（令和8年1月末時点） <table><tr><td>第1地域包括支援センター</td><td>新規274件</td><td>継続2,402件</td></tr><tr><td>第2地域包括支援センター</td><td>新規176件</td><td>継続1,955件</td></tr><tr><td>第3地域包括支援センター</td><td>新規160件</td><td>継続1,516件</td></tr><tr><td>合計</td><td>新規610件</td><td>継続5,873件</td></tr></table> ※相談者の内訳 男女比 4：6 家族（娘、嫁）や民生委員・児童委員（主に女性）からの相談が増加している。 ※相談内容としては、①介護や生活に関する相談 ②認知症に関する相談 ③権利擁護等に関する相談が多い。	第1地域包括支援センター	新規274件	継続2,402件	第2地域包括支援センター	新規176件	継続1,955件	第3地域包括支援センター	新規160件	継続1,516件	合計	新規610件	継続5,873件
第1地域包括支援センター	新規274件	継続2,402件											
第2地域包括支援センター	新規176件	継続1,955件											
第3地域包括支援センター	新規160件	継続1,516件											
合計	新規610件	継続5,873件											
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○各地域包括支援センターへの相談は年々増加しており、本人に加え、家族や地域の支援者（民生委員・児童委員、近隣住民など）からの相談が多くなっている。 ○電話相談や自宅訪問を通じて、関係機関との連携や医療機関への受診同行など、多岐にわたる支援を行い、課題解決に向けた包括的な対応を行った。 【課題】 ●地域包括支援センターの認知度向上を図るとともに、地域密着型サービス事業所等と連携し、市民に身近な相談体制の充実が必要である。												

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○地域包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、男女がともに支え合う視点から高齢者支援を推進する。また、相談体制の強化と周知を進め、誰もが相談しやすい環境づくりを推進する。
計画	○地域包括支援センターにおける相談対応を継続し、関係機関との連携を強化する。 ○地域包括支援センターの周知・啓発を強化し、認知度向上を図る。 ○地域密着型サービス事業所等と連携し、身近な相談体制の充実を図る。 ○相談内容の分析を行い、早期支援につなげる体制の強化を図る。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(2)	地域活動等における男女共同参画の促進		
	具体的施策	31	まちづくりに関する男女共同参画の情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○区長会等地域のコミュニティ団体に対して、男女共同参画に関する情報を提供します。 ・男女共同参画フォーラム・セミナーの周知 ・福岡県ジェンダー平等フォーラム ・一行詩の募集 ・耀きKOGAびとの募集 について区長会で周知を行った。 また、今年度は古賀市男女共同参画推進委員かつ審議会等委員の会「セミナーメイト」会員である区長会会長（初の女性会長）の立場を通じて、行政の周知とは別に説明を行っていただくことができた。 （福岡県ジェンダー平等フォーラム（審議会等委員の会主催の講演有）についての周知など）
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○区長会において複数の事業について周知を行うことができた。また、区長会会長（初の女性会長）の立場を通じて、行政の周知に加えた説明が行われたことにより、同じ立場からの身近な視点での伝達となった。 【課題】 ●周知が参加者増に結び付くのが困難な状況がある。区長等の負担の増加や地域における集まりの減少等により、従来の周知方法（回覧や全戸配布等）が難しくなっており、ポスター掲示等に限られる傾向がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○地域の状況の変化を踏まえ、従来の周知方法を基本としつつ、講演内容等の工夫により、地域にとって身近で関心を持ちやすい工夫をする。
計画	○区長会等を通じた周知を継続するとともに、男女共同参画フォーラムにおいて女性の視点を取り入れた防災に関する講演を実施する。あわせて、ジェンダー平等に関心の薄い層にも届くよう、他課の事業等との連携が可能か検討する。

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(2)	地域活動等における男女共同参画の促進		
	具体的施策	32	地域防災における男女共同参画の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ ジェンダー平等の視点に立った「古賀市地域防災計画」により、災害時に女性の視点や立場への配慮が生かされるような取組を推進します。 ○ 男女共同参画の視点に立った防災の研修を実施し、情報を提供します。 ○ 避難行動要支援者避難支援制度の周知・啓発 出前講座の実施 ①令和7年 5月17日 さや団地区出前講座 (20人) ②令和7年 6月22日 町川原1区出前講座 (20人) ③令和7年10月4日 千鳥校区コミュニティ防災ワークショップ (80人) ④令和7年12月6日 古賀団地区出前講座 (50人) ⑤令和8年2月21日 花鶴丘3丁目出前講座 (60人) 参加者の男女比については、自主防災組織主催が多いため偏りはあるが女性の参加も多い。 ○ 避難行動要支援者の個別計画の作成 災害時等の避難支援をより実効性のあるものとするために、民生委員・児童委員の協力を得て、要支援者ごとに具体的な支援方法を記載する個別計画の作成に取り組んだ。 また、在宅人工呼吸器使用者等の具体的な個別避難計画の策定を関係機関と協力し策定した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 避難行動要支援者避難支援制度の周知・啓発 出前講座等で避難行動要支援者避難支援制度の周知に努め、支援者の役割や責任、高齢者、障がい者等支援が必要な人に配慮がなされるよう制度に対する理解を広めることができた。 また、新たに要件区分に該当する方への同意・不同意の意思確認を行い、新規同意者の増加につなげた。 ○ 避難行動要支援者の個別計画の作成 令和7年7月末時点で同意を得ている2,821人の要支援者の個別計画の更新に取り組むとともに、自主防災組織や民生委員・児童委員協議会との情報共有を図った。 【課題】 ● 避難行動要支援者の個別計画を作成する上で、避難支援者の確保が課題となっている。 古賀市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、引き続き避難行動要支援者の安全な避難の実効性を高める啓発や支援を進め、特に、避難行動要支援者の配慮に応じた避難支援者の確保と避難行動要支援者情報の把握と共有を促し、実効性のある個別計画の作成を推進する。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○避難行動要支援者避難支援制度の周知・啓発、実効性の向上
計画	○要件該当者に対する個別勧奨や出前講座等で制度の周知啓発を図り、平常時から地域の中でのつながりを意識してもらうことで、より避難の実効性を高める。 ○より優先度の高い要支援者の詳細な個別計画の策定を進める。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
総務部	総務課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(2)	地域活動等における男女共同参画の促進		
	具体的施策	32	地域防災における男女共同参画の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○男女共同参画の視点に立った防災の研修を実施し、情報を提供します。 自主防災組織の防災講座で、避難所等の多様な性のニーズを踏まえた内容を実施した。 ・防災講座：10回開催、参加者1,220名 ・地域防災力アップセミナー（福岡女学院看護大学主催、市・市社協との連携事業） テーマ「想像しよう！災害に備えて」「家族で考えよう！もしもの備え」 開催日①8月7日 参加者28名 ②3月13日 参加者30名
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 自主防災組織向け防災講座や地域防災力アップセミナーを通じて、避難所運営における多様な視点や配慮の重要性について周知を行い、防災分野における男女共同参画の視点の啓発につなげた。 【課題】 ● 自主防災組織・防災会議等の女性委員に比率向上を図る必要があるが、区長会・防災関係機関等が推薦する委員の割合が多く、急激な是正が難しい。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○自主防災組織等に対し、防災分野における男女共同参画の視点について、引き続き周知を行う
計画	○男女共同参画フォーラム（人権センター主管）において、女性の視点を取り入れた防災をテーマに講演を行うため、自主防災組織等に対し、参加を促す周知を行う等関係課と連携し周知を図る。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	3	家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進		
	基本施策	(2)	地域活動等における男女共同参画の促進		
	具体的施策	32	地域防災における男女共同参画の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

	○男女共同参画の視点に立った防災の研修を実施し、情報を提供します。 ・男女共同参画の視点に立った防災の研修実施に向けた準備として、関係職員が防災に関する研修に参加し、基礎的な知識の習得を図った。 ・福岡県主催：令和7年度「自主防災組織リーダー研修会（応用編）」 10月28日（火）10時～16時 ・福岡女学院看護大学主催：2026年 第1回地域防災力アップセミナー 3月13日（金）13:00～14:30
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○生理用品の配布方法や要望受付のあり方など、声を上げにくい避難者への具体的配慮の必要性について避難所運営の工夫を実践的に学ぶ研修を通じ、理論にとどまらず実情として理解することができた。 ○乳幼児の泣き声等により「周囲に迷惑をかけているのではないかと感じ、居づらくなり避難所を離れてしまう事例があるなど、避難所環境が二次的負担となる可能性等を認識できた。 ○支援金が世帯主に支給される制度について、世帯主が男性である場合が多い現状の中で、経済的DVにつながる可能性があるなど、制度と社会構造の関係について理解できた。 ○地域防災力アップセミナーでは、防災グッズを10点に絞るワークショップを通じ、同一の家族設定でも選択が分かれるなど、必要な備えは個々の状況により異なるため、普段からの話し合いが重要であると感じた。 【課題】 ●男女共同参画の視点に立った防災について、声を上げにくい方への配慮も含め、具体的な内容を整理し、研修や情報提供につなげていく必要がある

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○男女共同参画の視点に立った防災について、女性の視点や多様な立場に配慮するとともに、地域における共助の重要性も踏まえ、自分事として考えられるよう研修に反映していく。
計画	○男女共同参画フォーラムにおいて、防災をテーマとした研修を実施し、女性の視点や多様な立場に配慮した防災について、自分事として考える機会の提供を図る

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	4	国際的視野に立った男女共同参画の推進		
	基本施策	(1)	男女共同参画に関する国際理解の促進		
	具体的施策	33	国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○女性海外研修事業等の紹介や情報提供など国際研修等への参加を推進します。 下記の研修の周知を行った。 - 福岡県男女共同参画センターあすばる主催 令和7年度「地域のリーダーを目指す女性応援研修」 国際的な視野を持って課題解決に向けて行動を起こし、周囲を巻き込みながら活躍できるリーダーとなるための知識とスキルを身につける実践的な研修 *日程 令和7年8月～令和8年2月（全6回） *募集人数 20名 *対象者 地域団体やNPO、グループ等に所属し、福岡県内でジェンダー平等に関する活動を行っている女性 ※市予算にてリーダー養成事業研修参加補助：30,000円計上 ※令和7年度は参加者なし
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○当該研修は、最終回において「地域課題解決のための実行計画」を発表するなど、地域における男女共同参画を推進するリーダーの育成に資する内容となっている。そのため、市としても参加促進を図るため予算を計上し、周知を行うなど、参加機会の確保に努めた。 【課題】 ●全6回の継続参加が求められるなど、参加条件の制約により参加につながりにくい状況が見られる。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○引き続き研修に関する情報提供及び補助金の予算計上を行う。
計画	○市ホームページや市公式LINE等に加え、つながりひろばでの周知など、対象者の条件に合う人が登録している団体への周知依頼を行い、参加対象者に届くよう工夫した情報提供を行う。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	4	国際的視野に立った男女共同参画の推進		
	基本施策	(1)	男女共同参画に関する国際理解の促進		
	具体的施策	34	国際理解のための機会の提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○国際的視野を学ぶ機会を提供します。 ・市の新規採用職員研修において、男女共同参画に関する講義を実施した。 5月28日開催（人権センター 具体的施策4に記載した研修） 講義では、世界経済フォーラムが公表するジェンダーギャップ指数を題材に、日本と諸外国の状況を比較するとともに、ジェンダーギャップ指数第1位であるアイスランドの政権構成と日本の内閣の状況を比較しながら、男女間の格差の現状や課題について説明を行い、国際的な視野に基づく理解の促進を図った。 ・こがパパ写真展の際に、厚生労働省イクメンプロジェクトのデータ 「世界のパパ達は日本のパパ達よりも家事・育児に時間を使っている！」 を同時に展示 (1月24日～2月8日) (人権センター 具体的施策1に記載した展示) ・国際女性デーにあわせ、同日の起源や国連の取組等に関するパネル展示を実施した。あわせて、女性の健康に関するテーマと連携した展示を行い、身近なテーマを通じて国際的な視点に触れる機会を提供した。 (2月24日～3月13日) (人権センター 具体的施策1に記載した展示)
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○市の新規採用職員研修 アンケートでも「よく理解できた」「理解できた」となっており、新採職員が理解する上での事例の一つとして一定の効果があつた。 ○こがのパパたち写真展 アンケートでも自分も今後は主体的に家事をやっていきたいといった意見もあり事例の一つとして一定の効果があつた。 ○国際女性デー 国際女性デーに関するパネル展示により、国際的な視点に触れる機会となるとともに、健康に関する展示とあわせて関心喚起につながった。 【課題】 ●国際的な視点に関する情報提供は実施しているものの、提供する内容については更なる充実の余地がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○国際的な視点に関する資料の収集及び活用を図り、理解しやすい情報提供の充実を図る。
計画	○新規採用職員研修や展示等の機会を活用するとともに、国際比較に関する資料の収集・活用を行い、情報提供の充実を図る。

部	担当課
総務部	まちづくり推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の実現		
	基本方向	4	国際的視野に立った男女共同参画の推進		
	基本施策	(1)	男女共同参画に関する国際理解の促進		
	具体的施策	34	国際理解のための機会の提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主
な
事
業
内
容

○ 国際的視野を学ぶ機会を提供します。
交流型日本語教室に参加するすべての人が、互いの国や地域の文化風習を知り、理解することで「自国の文化が当たり前」「自国の風習が普通」という感覚を見直す機会となり、国際的視野を学ぶ機会につながった

【多文化ミニ運動会】（単位：人）

年度		令和7年度
参加人数	計	37
	男性	11
	女性	26

* 国籍や年齢、性別を問わず参加することができるスポーツで交流を深めた

* 学習者の出身国・地域の遊びを取り入れ、参加者が多文化に触れることができた

【日本語まつり】（単位：人）

年度		令和7年度
参加人数	計	48
	男性	17
	女性	31

* 学習者は、自身の出身国や地域の紹介や、日本や古賀での暮らしを日本語で発表する場となり、またスタッフにとっては日本以外の文化を知る機会となった

【ママパピクラス】（延べ参加人数）（単位：人）

年度		令和7年度
参加人数	計	60
	パパ	8
	ママ	52

* 未就学児の子ども同士、保護者同士がつながる場となり、参加した外国籍の保護者から、出身国の育児や教育の違いを知る機会となった

事
業
の
成
果
・
評
価
・
課
題

【成果・評価】

○ 外国籍市民と、日本籍の市民が同じ場で活動することで
「知らなかったことを知ることができる」機会の提供ができた

○ 国籍や性別に関わらず、互いの文化風習、言葉に触れる機会を持つことで
互いの国を尊重し合う「多文化共生」への気運の醸成を図ることができた

【課題】

● 参加者の固定化

● 周知の不足

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 事業を継続し実施していく
-----	----------------

計画	○ 交流型日本語教室に参加する学習者、スタッフだけでなく、多くの市民が「国際的視野を学ぶ機会」に参加できるよう周知啓発に努めていく
----	--

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(1)	職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援		
	具体的施策	35	ジェンダー平等の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 待機児童の解消を図ります。 保育士確保や保育士の業務負担軽減のための私立保育施設への支援 ・ 保育補助護者雇い上げ、保育士宿舍借り上げ、合同就職説明会等の補助金交付 ○ 子育て応援サポーターを養成し、地域で子育てを支援する体制を充実します。
--------	---

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 年度当初の4月時点での待機児童ゼロを堅持できた。また、保育定員を10人増加できた。

○ 子育て応援サポーターによる乳児健康診査の配布等を通じて、地域の中で顔の見える関係づくりができた。

	新規養成人数	延事業回数	訪問回数
令和5年度	4人	137回	540件
令和6年度	0人	152回	533件
令和7年度	7人	138回	446件

【課題】

● 4月時点では待機児童ゼロを堅持しているが、年度末に向けて徐々に増加している状況にあり、今後の保育ニーズを見極めながら対策を講じる必要がある。
(年度末待機児童数) R5：90人 R6：80人 R7：57人

● 地域の中でのつながりや地域活力の低下が課題となっている中、地域における子育て支援体制の充実を図っていくためには、子育て応援サポーターの確保や活動内容を見直し、ニーズに合った取り組みを進めていく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 待機児童の解消を図る。 ○ 子育て応援サポーターに古賀市の子どもや保護者の現状について知ってもらうとともに、支援者としての在り方、関わり方についても学ぶ機会を設ける。
計画	○ 新たな保育士確保策に取り組む等、待機児童ゼロを目指す。 ○ 毎月1回、子育て応援サポーター定例会を開催し、子育て応援の学びの場をつくり、古賀市が実施している母子保健事業、子育て支援事業などを知るとともに、子どもの人権、メディアの影響、支援者としての在り方などについて学ぶ。

部	担当課
教育部	青少年育成課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(1)	職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援		
	具体的施策	35	ジェンダー平等の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主
な
事
業
内
容

○ 待機児童の解消を図ります。

【令和7年度学童保育所入所状況】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	956	945	937	946	938	890	855	842	827	813	804	796
定員	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007
充足率	94.9%	93.8%	93.0%	93.9%	93.1%	88.4%	84.9%	83.6%	82.1%	80.7%	79.8%	79.0%

事
業
の
成
果
・
評
価
・
課
題

【成果・評価】

○ 年々学童保育所利用者が増加する中、定員を増やしながらか全ての児童を受け入れており、保護者が安心して働くことのできる環境を確保することができた。

【課題】

● 共働き世帯の増加等に伴い入所児童者数が急激に増加しており、これに対応するための施設及び指導員の確保が必要となっている。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 指導員の確保、指導員の資質向上、学童保育所施設の確保を行い、児童の育成支援と保護者が安心して就労等できるよう支援を続ける。
計画	○ 指導員の経験・研修実績等に応じて一定の手当を支給する仕組みを導入することにより、指導員の収入面での処遇改善及び保育の質の安定・向上を図る。

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ゾ}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(1)	職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援		
	具体的施策	36	ジェンダー平等の視点に立った仕事と介護の両立支援体制の整備		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○粕屋医師会と連携して在宅医療・介護に関する講座を開催し市民啓発を図ります。 在宅医療・介護連携の取組 ・在宅医療・介護連携推進事業を粕屋地区1市7町合同で粕屋医師会に業務委託を行っている。介護を必要とする本人が望む生活を送れるように、人生会議に関する住民講座等を通じた周知・啓発を年1回行う。 ・各圏域地域包括支援センターが、圏域内の医療・介護関係者が参加する意見交換会を開催し、顔の見える関係づくりを行うとともに、医療・介護を必要とする本人及び家族を支援する連携体制の構築に努める。 介護相談会の実施 ・第2地域包括支援センターは、市民や介護サービス事業向けの「介護あんしん相談会そえるて」を毎月1回千鳥苑で開催し、相談対応及び情報提供を行う。 ○男女がともに仕事と介護が両立できるよう支援体制を充実します。 男女がともに仕事と介護を両立できるよう、地域包括支援センターを中心に医療・介護・福祉の関係機関と連携し、相談支援や情報提供、早期対応の充実を図る。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○在宅医療・介護連携に関する情報提供や住民講座の実施により、本人の意思を尊重した生活の重要性について理解促進を図ることができた。特に人生会議に関する啓発により、本人や家族が将来を考える機会の創出につながった。 ○医療・介護関係者の連携強化や介護相談会の実施により、相談対応や情報共有の機会が充実し、地域における支援体制の強化につながった。 【課題】 ●在宅医療・介護連携をさらに推進するため、医療機関や介護事業所等の連携強化と、市全体での支援体制の構築が課題である。また、本人及び家族介護者を支えるため、相談体制や情報共有の場のさらなる充実が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○在宅医療・介護連携の強化により、仕事と介護の両立を支える環境整備を推進する。また、相談体制と情報提供の充実を図り、安心して介護に向き合える体制づくりを進める。
計画	○在宅医療・介護連携の推進により、関係機関の連携強化を図る。 ○人生会議に関する住民講座等を継続実施し、普及啓発を行う。 ○地域包括支援センターによる相談体制の充実を図る。 ○介護相談会の開催により、情報提供と相談機会の確保を行う。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(2)	ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進		
	具体的施策	37	市民を対象とした法令や制度の周知		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○市のホームページや広報こが等へ定期的に関係する法令や制度について掲載し、周知を図ります。 ○関連するセミナー等のチラシを市内公共施設などに配架して情報提供に努めます。 ・女性の多様な働き方を支援する県事業「Bloom福岡」について、市ホームページにリンクを掲載し、情報提供を行った。 ・こがのパパたち写真展（令和8年1月24日～2月8日）を実施し、男性の育児参画を通じたワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行った。 ・男女共同参画セミナー（令和8年2月22日）を開催し、家庭と仕事の両立に関する意識啓発を行った。 ・リーパスカレッジとの共催により「心と体をリセット ハーブティーで癒しの時間を」及び「パパ（グランパ）とキッズで お洗たくとクッキング」を実施し、女性の社会参加や男性の家事・育児参画の促進を通じたワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行った。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○市ホームページやチラシ配架等により情報提供を行うとともに、写真展やセミナーの実施を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進につながった。 【課題】 ●情報提供は実施しているものの、参加者や対象の広がりについては検討の余地がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○既存の周知や啓発の取組を継続しながら、理解促進を図る。
計画	○市ホームページやチラシ配架等による情報提供を継続するとともに、写真展やリーパスカレッジ等の実施を通じた啓発を行う。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(2)	ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進		
	具体的施策	38	モデル事業所の紹介		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○市内事業所を取材し、広報こが等で紹介します。 ・NP0 法人ファザリング・ジャパン九州と市長・市内企業とのクロストークを開催し、市HPや当該NP0法人のサイトにてその内容を紹介 男性の育児休業取得を通じた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関するモデル的な取組事例として、古賀市、西部電機株式会社及び株式会社ピエトロによる特別トークセッションの内容を活用し、市内事業所等における取組の紹介を行った。当該トークセッションでは、男性育休を前提とした組織づくりをテーマに、育休取得の実体験に加え、業務の属人化解消、組織的なフォロー体制、働きやすい職場環境づくり等について紹介された。 ・こがのパパたちトークについて広報こがで紹介 市内事業所の取組として、こがのパパたちトークの内容を広報こがに掲載し、男性の育児休業取得を契機とした働き方改革や、男女がともに子育てに参画しやすい職場環境づくりに関する意識啓発を行った。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○市内事業所の取組について、市ホームページや広報こが等を通じて情報発信を行い、男性の育児休業取得や働き方改革に関する具体的な事例の共有を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進につながった。 【課題】 ●商工政策課が「古賀のわが社自慢」で若手職員による企業の取組の紹介等を行っているので、役割分担をしながら、周知内容・方法を考えていく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○関係課との役割分担を踏まえながら、ワーク・ライフ・バランスの視点からの情報発信を継続する。
計画	○中小企業の会合等の機会を活用し、産前産後休業や育児休業の取得促進に関する情報提供を行う。

部	担当課
建設産業部	商工政策課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(2)	ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進		
	具体的施策	38	モデル事業所の紹介		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市内事業所を取材し、広報こが等で紹介します。 ＜広報こが掲載：古賀のわが社自慢掲載事例＞ (株)西部技研：長期休暇取得制度や社内保育園の運営により仕事と家庭の両立を支援 西部電機(株)：育児休暇制度により女性のみならず男性の育児参加を促進 (株)正興電機製作所：女性がエンジニア職として活躍
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 令和7年度より、広報こがで「古賀のわが社自慢」を立ち上げ、市内事業者の若手従業員への取材を通じて特長ある商品・サービスや働く場としての魅力発信を開始しました。 【課題】 ● 男女共同参画・女性活躍の観点から先進的な取組を実施している事業所の発掘が十分にできておらず、引き続き関係機関と連携し、モデル事業所の発掘・周知に努めていきます。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ モデル事業所の発掘・周知
計画	○ 「古賀のわが社自慢」の掲載を継続し、市内事業者への取材を通じて男女共同参画・女性活躍の観点で先進的な取組を把握し、市民への周知を図ります。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(3)	ひとり親家庭等の自立に対する支援		
	具体的施策	39	就労に関する資格取得のための情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

【2025（令和7）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 就労のための資格取得に向けた給付金などの情報提供を行い適切な支援につなげます。 ・ 高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の情報提供及び支給 <table><tr><th>支給人数（人）</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td>高等職業訓練促進給付金</td><td>7</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>自立支援教育訓練給付金</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ・ ハローワークや無料職業紹介所の紹介等を実施 ・ 県ひとり親サポートセンターの就業支援講習会について広報にて周知	支給人数（人）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	高等職業訓練促進給付金	7	6	7	自立支援教育訓練給付金	0	0	0
	支給人数（人）	令和5年度	令和6年度	令和7年度									
高等職業訓練促進給付金	7	6	7										
自立支援教育訓練給付金	0	0	0										
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 高等職業訓練促進給付金について情報提供を行った相談者が、資格取得に向けて専門学校へ通い、実際に資格を取得することができた。 ○ 市の広報やホームページ等を通じてひとり親家庭の支援について情報提供を行った。 ○ ひとり親サポートセンターと連携し、企業との面談につなげることができた。 【課題】 ● 対象者に必要な情報が行き届くよう、今後も引き続き事業の周知を図る。												

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ ひとり親家庭が情報収集しやすい手段を検討する。
計画	○ 市ホームページや広報以外にLINEの活用など、新たな方法を検討する。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(3)	ひとり親家庭等の自立に対する支援		
	具体的施策	40	ひとり親家庭等への支援施策の周知		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ ひとり親家庭等に対する支援事業について必要な人に情報が届くよう周知を図ります。

・ 子ども家庭センター窓口及び児童扶養手当現況届窓口に県作成のしおりを設置

・ 子育てBOOKにひとり親家庭等への支援施策を一覧で掲載

・ 市ホームページ及び広報にて周知

・ 養育費相談支援センター案内リーフレット及びチラシを子ども家庭センター、人権センター、隣保館窓口に設置

・ 育児支援や家事支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」の実施

子育て世帯訪問支援事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用世帯数	12	16	12
(再掲) ひとり親世帯数	3	5	5

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 様々な媒体を通じて、広く情報提供を行った。

○ 「子育て世帯訪問支援事業」を実施し、ひとり親家庭を含めた様々な家庭に対して子育て支援を行った。

【課題】

● ひとり親支援の制度を更に周知する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 対象者に必要な情報が行き届くように、引き続きひとり親等支援事業の周知を実施する。
計画	○ 子ども家庭センター以外の機関（福祉課、社会福祉協議会等）と連携し、相談者に対して、情報提供を行っていく。 ○ 市ホームページや広報以外にLINEの活用など、新たな方法を検討する。

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ジ}
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(3)	ひとり親家庭等の自立に対する支援		
	具体的施策	40	ひとり親家庭等への支援施策の周知		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ひとり親家庭等に対する日常生活支援事業等の支援事業について必要な人に情報が届くよう周知を図ります。 生活困窮者（ひとり親家庭等を含む）の自立に対する支援 経済的困窮等の理由で日常生活が困難な世帯（ひとり親家庭等を含む）に対して、自立相談支援員や家計改善支援員が寄り添った相談支援を行い、自立した生活に向けた支援を実施する。 ※男女比 2：8 ひとり親家庭相談は女性と子どもの世帯が多くを占めている。 （令和7年度：ひとり親家庭 男性相談2件、女性相談8件）
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○自立相談支援員や家計改善支援員が相談者に寄り添い、きめ細やかな相談・支援を実施したことにより、ひとり親家庭等の自立した生活への改善につなげることができた。 ○子ども家庭センター等と密に連携し、個別支援会議の実施や役割分担のもと課題解決に向けた支援を行うことができた。 【課題】 ●相談窓口の周知・啓発を強化し、早期相談につなげるとともに、関係機関の連携による早期対応の充実が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ひとり親家庭等の経済的自立と社会参加を支えるため、相談支援体制の充実を図る。また、早期相談につなげる取組を強化し、誰もが安心して相談できる環境づくりを推進する。
計画	○生活困窮者に対する自立相談支援及び家計改善支援を継続実施する。 ○相談窓口の周知・啓発を強化し、早期相談につなげる取組を行う。 ○子ども家庭センター等との連携を強化し、個別支援体制の充実を図る。 ○ひとり親家庭の就労や生活支援に関する情報提供の充実を図る。 ○支援が必要な世帯の早期把握と継続的支援体制の強化を図る。

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(4)	豊かな高齢期を送るための支援		
	具体的施策	41	男女が共に参加する豊かな高齢期を送るための学習機会の提供及び相談事業の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 壮年期から高齢期の過ごし方について生活設計を立てるための学習の場を市民や事業所に提供します。 リーパスカレッジ高齢者向け講座 例 若返りピラティス（年齢・性別の制限なし） 福祉ネイルを体験しよう（ // ） 転倒しない体力を知ろう（ // ） 若返りピラティス 11月9日 受講者27人中 男性1人 女性26人 福祉ネイルを体験しよう 2月3日 受講者18人中 男性0人 女性18人 転倒しない体力を知ろう 2月7日 受講者25人中 男性3人 女性22人 ※3講座ともに単年講座
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 性別を問わず募集を行ったところ、多くの募集があったが男性の参加が非常に少ない状況。 【課題】 ● 今後も男女が共に豊かな高齢期を送るための継続した支援が必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 原則男女を問わず高齢者が共に豊かな生活を送るために必要ないろんなジャンルの講座を届ける。
計画	○ 男女が共に参加する豊かな高齢期を送るための学習機会の提供を引き続き行う。 ○ パンフレット掲載の講座数・定員数を維持するが、募集時に定員をオーバーした場合は、当該講座を複数回実施若しくは定員を増にするなどの対策を実施する。

部	担当課
保健福祉部	健康介護課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(4)	豊かな高齢期を送るための支援		
	具体的施策	41	男女が共に参加する豊かな高齢期を送るための学習機会の提供及び相談事業の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市民活動への参画についての相談事業を充実します。 古賀市地域活動サポートセンターにおいて、高齢者等のサポーター活動、健康づくりや介護予防、生きがいづくりに役立つ相談、情報提供を行いました。 (男性：女性＝3：7)
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 生活設計の基盤となる健康の保持・増進や介護予防を図るため、健康等に関する情報提供や各種健康測定や健康相談等を行いました。 ○ 高齢者自身が、豊かな知識や経験を地域づくりや生きがいづくりに活かすことができるよう、介護予防サポーターなどを育成し、地域活動とのマッチングやサポーター支援を行いました。 【課題】 ● 介護予防サポーターの高齢化 ● 新規介護予防サポーターの増加

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 心身の低下や疾病などであっても、地域や社会的なつながりを持ち続けられる集いの場の展開
計画	○ 介護予防サポーターの活動を広報や市ホームページ等で広く周知するとともに、養成講座の充実や健康づくり等関連サポーター同士の情報共有、地域に応じた介護予防活動の場を広げ、サポーターの拡大を図る。 ○ 地域のニーズに応じたマッチングを行い介護予防サポーターの活動の場を広げる。

部	担当課
総務部	まちづくり推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(4)	豊かな高齢期を送るための支援		
	具体的施策	41	男女が共に参加する豊かな高齢期を送るための学習機会の提供及び相談事業の実施		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○市民活動への参画についての相談事業を充実します。 ・市民活動支援センター（つながりひろば）において、常時1名以上の職員にて窓口にて相談対応を実施し、相談しやすい環境づくりに努め、課題の整理及び解決できるようなサポートを行う。また、市民活動を始めるきっかけとなるような相談会を実施する。 【相談会】 「始めよう！市民活動」相談会（4月～9月、毎月2回開催） → 参加者0人 はじめてのボランティア相談会・・・6月～3月、毎月1回開催 → 参加者1人 【知っとく（地域との関わりがある市の事業の紹介並びに意見交換）】 ・11/12（水）13:30～15:00「古賀市の子供食堂について」 → 参加者13人 ・12/12（金）13:30～15:00「市民によるまちづくりを支援する制度について」 → 参加者9人 ・1/29（木）13:00～15:00「リーパスカレッジについて」 → 参加者10人
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○相談会について、2件電話での問い合わせはあったが相談会への参加には繋がらず、結果として参加者は1名（学生）のみとなった。 ○知っとくの参加者については、実際に市民活動を検討されている方々に参加をいただき、既に活動をされている方と意見交換を行うことで、市民活動をはじめるきっかけづくりに繋がったと認識している。 ボランティア活動について、次世代を担う世代へ啓発ができた。 【課題】 ●今後も継続して、若い世代への情報発信や社会参加への呼びかけを実施する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○引き続き、市民活動へ参画しやすい仕掛けを実施していきたいと考える。
計画	○市民活動支援センター（つながりひろば）における相談事業の実施

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(4)	豊かな高齢期を送るための支援		
	具体的施策	42	生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように、包括的な仕組みをさらに推進します。 ・高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるように、医療・介護・生活支援・介護予防を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきたことを基本に、全世代・全対象に発展・拡大するため、障がい、子育てなど各制度とも連携した新たな包括的支援体制の構築をめざして、相談支援・多様な社会参加に向けた支援・地域づくりに向けた支援を実施する。 ○介護予防の視点から、介護予防サポーターなどの活動を通して、地域の高齢者の社会参画活動を促進します。 ○高齢者の知識・技術を、地域づくりや生きがいづくりへ活かしていく社会参画の仕組みを充実します。 ・古賀市地域活動サポートセンターゆいにおいて、高齢者等のボランティア、健康づくり活動・生きがいづくりに役立つ相談、情報提供を行う。 ・高齢・障がい・子育て・生活困窮者支援等の各相談員やCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が連携し、地域で安心して生活できるための相談支援・社会参加に向けた支援・地域づくりに向けた支援を行う。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○古賀市地域活動サポートセンターゆいにおいて、高齢者等のボランティア、健康づくり活動・生きがいづくりに役立つ相談、情報提供を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための一助となった。 ○高齢・障がい・子育て・生活困窮者支援等の各相談員やCSWが連携し、地域で安心して生活できるための相談支援・社会参加に向けた支援・地域づくりに向けた支援を行うことにより、包括的な支援につながることができた。 【課題】 ●全世代・全対象者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するため、各支援員が密な連携を図るとともに地域の支援者となる人材を確保する必要がある。 地域の支え合いによる包括的な支援体制の構築に向けて取り組みを継続する。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○地域包括ケアシステムの深化・推進により、男女がともに地域で支え合い、社会参加できる環境づくりを進める。 また、多様な主体が連携した包括的な支援体制の充実を図る。
計画	○地域包括ケアシステムの深化・推進により、関係機関の連携強化を図る。 ○ボランティアや生きがいづくり活動への参加促進を図る。 ○CSW等と連携し、社会参加や地域づくりに向けた支援を行う。

部	担当課
保健福祉部	健康介護課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(4)	豊かな高齢期を送るための支援		
	具体的施策	42	生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○ 介護予防の視点から、介護予防サポーターなどの活動を通して、地域の高齢者の社会参画活動を促進します。 高齢者等がサポーター活動を通して、自身の社会貢献や生きがいづくりを実感し、健康づくりや介護予防につながるよう、関連情報を提供しました。										
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	【成果・評価】 ○ 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向け、小学校区単位で地域支え合いネットワーク交流会や全体会、必要に応じて課題別会議を行いました。 介護予防サポーター活動支援事業を実施（令和8年3月19日時点） 高齢者が、地域の公民館や高齢者施設等において各種介護予防サポーター活動を行うことにより、自身の社会参加を促すとともに地域での介護予防活動の推進を図りました。 ・登録者数：252名 ・延べ活動人数3,009人 ・延べ参加者数：16,315名 健康づくり及び介護予防等サポーター新規登録者数 ※年度末の正確な数値を記入 <table><tr><td>健康づくり推進員</td><td>食生活改善推進員</td><td>運動サポーター</td><td>音楽サポーター</td><td>ゆいサポーター</td></tr><tr><td>9人</td><td>3人</td><td>1人</td><td>1人</td><td>26人</td></tr></table> 【課題】 ● 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域でのネットワークづくりの推進 介護予防サポーター数や地域活動において、偏りがみられる。	健康づくり推進員	食生活改善推進員	運動サポーター	音楽サポーター	ゆいサポーター	9人	3人	1人	1人	26人
健康づくり推進員	食生活改善推進員	運動サポーター	音楽サポーター	ゆいサポーター							
9人	3人	1人	1人	26人							

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 地域間格差の解消
計画	○ 介護予防サポーターや活動が少ない地域における重点的な周知啓発を行うとともにニーズに合ったマッチングを行う。

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(4)	豊かな高齢期を送るための支援		
	具体的施策	42	生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 介護予防の視点から、介護予防サポーターなどの活動を通して、地域の高齢者の社会参画活動を促進します。 ・ウォーキングを通じた健康づくりの啓発 ・市民ウォーキングの開催 参加者：64人 大人63人、子ども1人 年代は、70代が多く感じた。性別は女性が約7割の印象。 ・地域ウォーキングの開催 3月22日（日）予定 10代 8人、20代 1人、30代 4人、40代 5人、50代 12人、60代 18人、70代 36人、80代 15人、90代 1人 4回開催（4月4日、6月29日、10月30日、12月（中止）、3月5日） 今回は、30代～50代が3割ほどといつもより多く感じた。 70代は全体の4割近く占めている。 性別は、ほぼ女性が多く、男性の参加は、ご夫婦での参加か、毎回参加されている方。 ・朝活ウォーク（薬王寺コース・浜辺コース・筵内コース等） 参加者：156人 朝活ウォークは、通常、平日に開催しているため、ほぼ70代の参加者が多い。 次いで、60代。 6月29日のみ、日曜日に開催したため、子どもと保護者が5組参加されていた。 女性が7割、年代は70代が多い。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○市民ウォーキングや朝活ウォーク等を実施し、高齢者を中心とした健康づくりや外出のきっかけづくりにつながった。 ○継続的な参加者も見られ、参加者同士の交流や地域でのつながりづくりの場として活用されており、高齢期の社会的孤立予防にもつながっている。 ○一部の事業では、30代～50代や子ども連れの参加も見られ、多世代交流の機会にもつながった。 ○女性参加者が多い傾向を踏まえ、公民館を借用してトイレ休憩場所を確保するなど、参加しやすい環境づくりに取り組んだ。 【課題】 ●参加者は高齢者や女性を中心となっており、男性や若い世代の参加促進が課題である。 ●平日開催が中心となる事業では、参加できる年代が限られる傾向が見られる。 ●継続して参加しやすい環境づくりや、安全面に配慮した運営を行っていく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ウォーキングイベントについては、性別に関わらず誰もが気軽に参加できる健康づくりや交流の機会として引き続き実施する。
-----	--

計画	○事業実施にあたっては、多様な参加者に配慮したコース設定や運営に取り組む。 ○性別や年代を問わず参加できる健康づくりの機会として実施し、参加者同士の交流促進も図る。
----	---

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(5)	誰もが安心して暮らせるための支援		
	具体的施策	43	さまざまな人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実を図るために、既存の相談支援機能を活用し、関係機関との連携強化を推進する。		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○関係機関、関係各課の連携を図って相談体制の充実に努めます。 ・3月26日（木）古賀市DV対策庁内ネットワーク会議開催。 ・各課における相談対応の状況について ・困難な問題を抱える女性に関する相談への対応について ・支援にあたっての課題や庁内連携について 等を議題として、相談対応を行う、子ども家庭センター、福祉課にヒアリングを行った。 →ヒアリングにより、各課における相談対応の状況や、困難な問題を抱える女性に関する相談の実態、支援にあたっての課題及び庁内連携の状況について把握した。本市においては、平成12年頃から関係機関による連携会議の取組が行われており、現在国において制度化されている重層的な支援の考え方にも通じる横断的な連携が定着している。こうした基盤のもと、生活困窮者自立支援制度等も活用しながら、福祉課及び子ども家庭センターを中心に、収納管理課や学校教育課、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談から支援につなぐ体制が構築されている。さらに、子ども家庭センターにおいては、学校や保育所等と日常的に連携し、小さな変化の段階から情報共有が行われている。 ・福岡県困難な問題を抱える女性等支援調整会議粕屋地域ブロック会議出席（福岡県粕屋保健福祉事務所主催） ・日時 11月6日（木） 14：00～16：00 ・出席者（機関） 粕屋医師会・福岡弁護士会・民生委員児童委員協議会・糟屋郡保育所連盟 糟屋区中学校校長会・粕屋警察署・福岡法務局・福岡県人権擁護委員協議会 NPO法人福岡ジェンダー研究所・女性相談支援センター・福岡児童相談所 宗像児童相談所・古賀市・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町 久山町・粕屋町・粕屋保健福祉事務所
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ヒアリングを行ったことで以下のような情報を得ることができ、複合的な課題を抱える女性に対し、関係課が連携し対応できる体制が構築されていることが分かった。 ・平成12年頃からの連携会議の積み重ねにより、関係課・関係機関の横断的な連携が定着し、円滑に機能している ・福祉課、子ども家庭センターを中心に、収納管理課や学校教育課、社会福祉協議会等と連携した支援が実施されている ・子ども家庭センターにおいて、学校や保育所等との日常的な情報共有が行われ、早期対応につながっている ○粕屋保健福祉事務所主催の会議では、県の相談事業の内容等の情報共有もあり、参考となった。 【課題】 ●義務教育修了後は学校を通じた見守りやつながりがなくなるため、支援につながりにくいケースがある

	●若年の特定妊婦に関する相談が見られることから、妊娠期に至る前段階での予防的な支援や啓発が課題である ●モラハラやDVなど、日常化していることで本人が被害として認識していないことがある
--	--

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○些細なことでも相談してよいという認識の醸成を図り、早期の相談につなげる ○若年層の目に留まる周知方法の工夫
計画	○相談窓口や支援制度に関する啓発物について、若年層が利用する施設や相談機関等（児童センター、薬局等、身近な相談や支援につながる場所）への配架を行い、性被害やオーバードーズを含む様々な困りごとを抱える方に情報が届く取組を進める

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(5)	誰もが安心して暮らせるための支援		
	具体的施策	43	さまざまな人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実を図るために、既存の相談支援機能を活用し、関係機関との連携強化を推進する。		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○女性が抱える複合的な課題に対応するための支援情報を提供します。 ○関係機関、関係各課の連携を図って相談体制の充実に努めます。 ○相談窓口の周知徹底を図ります。 ・生活困窮者等の自立に対する支援 経済的困窮等の理由で日常生活が困難な世帯（ひとり親家庭等を含む）に対して、自立相談支援員や家計改善支援員が関わり、自立した生活に向けた支援を実施した。相談者の悩み（課題）を解決するため、関係機関の情報提供や相談窓口へのつなぎを行った。 ・地域包括支援センターの相談業務 令和3年度より身近な地域へ増設した高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が相談対応・支援を行った。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○生活困窮者やひとり親家庭等への相談支援を通じて、個別具体的な課題に寄り添い、関係機関への情報提供や適切な支援につなぐことができた。 また、地域包括支援センター等と連携した相談対応により、複合的な課題を抱える相談者に対して切れ目のない支援を行う体制の充実につながった。 【課題】 ●相談窓口の周知が十分でないため、支援が必要な人が早期に相談につながる体制の強化が課題である。 また、女性を含む多様な課題を抱える相談者に対応するため、関係機関の連携強化と相談体制のさらなる充実が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○関係機関と連携し、生活困窮者やひとり親家庭等を含む多様な課題に対応する相談支援体制の充実を図る。 また、相談窓口の周知を強化し、早期相談につなげる体制づくりを推進する。
計画	○生活困窮者等に対する自立相談支援及び家計改善支援を継続実施する。 ○地域包括支援センター等と連携し、高齢者の相談対応体制の充実を図る。 ○関係機関との連携強化により、複合的課題への対応力を向上させる。 ○相談窓口の周知・啓発を強化し、早期相談につなげる。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(5)	誰もが安心して暮らせるための支援		
	具体的施策	43	さまざまな人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実を図るために、既存の相談支援機能を活用し、関係機関との連携強化を推進する。		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○関係機関、関係各課の連携を図って相談体制の充実に努めます。 ・3月26日（木）古賀市DV対策庁内ネットワーク会議開催。 ・各課における相談対応の状況について ・困難な問題を抱える女性に関する相談への対応について ・支援にあたっての課題や庁内連携について 等を議題として、相談対応を行う、子ども家庭センター、福祉課にヒアリングを行った。 →ヒアリングにより、各課における相談対応の状況や、困難な問題を抱える女性に関する相談の実態、支援にあたっての課題及び庁内連携の状況について把握した。本市においては、平成12年頃から関係機関による連携会議の取組が行われており、現在国において制度化されている重層的な支援の考え方にも通じる横断的な連携が定着している。こうした基盤のもと、生活困窮者自立支援制度等も活用しながら、福祉課及び子ども家庭センターを中心に、収納管理課や学校教育課、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談から支援につなぐ体制が構築されている。さらに、子ども家庭センターにおいては、学校や保育所等と日常的に連携し、小さな変化の段階から情報共有が行われている。 ・福岡県困難な問題を抱える女性等支援調整会議粕屋地域ブロック会議出席（福岡県粕屋保健福祉事務所主催） ・日時 11月6日（木） 14：00～16：00 ・出席者（機関） 粕屋医師会・福岡弁護士会・民生委員児童委員協議会・糟屋郡保育所連盟 糟屋区中学校校長会・粕屋警察署・福岡法務局・福岡県人権擁護委員協議会 NPO法人福岡ジェンダー研究所・女性相談支援センター・福岡児童相談所 宗像児童相談所・古賀市・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町 久山町・粕屋町・粕屋保健福祉事務所
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ヒアリングを行ったことで以下のような情報を得ることができ、複合的な課題を抱える女性に対し、関係課が連携し対応できる体制が構築されていることが分かった。 ・平成12年頃からの連携会議の積み重ねにより、関係課・関係機関の横断的な連携が定着し、円滑に機能している ・福祉課、子ども家庭センターを中心に、収納管理課や学校教育課、社会福祉協議会等と連携した支援が実施されている ・子ども家庭センターにおいて、学校や保育所等との日常的な情報共有が行われ、早期対応につながっている ○粕屋保健福祉事務所主催の会議では、県の相談事業の内容等の情報共有もあり、参考となった。 【課題】 ●義務教育修了後は学校を通じた見守りやつながりがなくなるため、支援につながりにくいケースがある

	●若年の特定妊婦に関する相談が見られることから、妊娠期に至る前段階での予防的な支援や啓発が課題である ●モラハラやDVなど、日常化していることで本人が被害として認識していないことがある
--	--

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○些細なことでも相談してよいという認識の醸成を図り、早期の相談につなげる ○若年層の目に留まる周知方法の工夫
計画	○相談窓口や支援制度に関する啓発物について、若年層が利用する施設や相談機関等（児童センター、薬局等、身近な相談や支援につながる場所）への配架を行い、性被害やオーバードーズを含む様々な困りごとを抱える方に情報が届く取組を進める

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	1	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		
	基本施策	(5)	誰もが安心して暮らせるための支援		
	具体的施策	43	さまざまな人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実を図るために、既存の相談支援機能を活用し、関係機関との連携強化を推進する。		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

【令和7年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 関係機関、関係各課の連携を図って相談体制の充実に努めます。 ・ 子ども家庭係において、様々な成人相談を実施							
	<table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>成人相談件数（延べ）</td><td>629</td><td>637</td><td>540</td></tr></table> ○ 相談窓口の周知徹底を図ります。 ・ 県のひとり親支援の冊子や市内の相談団窓口一覧等配布し、相談窓口の周知を実施		令和5年度	令和6年度	令和7年度	成人相談件数（延べ）	629	637
	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
成人相談件数（延べ）	629	637	540					

事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ DVや夫婦関係、生活相談など様々な相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して支援を行った。
	【課題】 ● 離婚に関する相談等、法律などの専門知識が必要なものもあり、専門機関との連携が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 相談窓口を広く周知するとともに、専門機関等との連携を図る。
計画	○ 市ホームページや広報以外にLINEの活用など、新たな方法を検討する。 ○ 必要に応じて関係各課や配偶者暴力支援センター等と連携を図る。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(1)	生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進		
	具体的施策	44	女性のライフステージに応じた健康対策、母子保健対策の推進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 妊娠から出産までの母子保健事業の充実を図り、母子の心身の健康保持を支援します。

・ リスク妊婦を把握し、妊娠期から出産後まで継続してフォローします。

・ 低所得妊婦初回産科受診に係る費用の補助を実施

・ 妊婦健康診査14回分の補助を実施

・ 令和7年度から産婦健診（2回分）に係る費用の補助を実施

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 妊婦に対し、面談等を通じて継続的に支援しながら、経済的支援も併せて行うことで、多くの妊産婦が経済的な不安なく、妊娠期を過ごし、出産を迎えられた。

	初回産科受診料補助	妊婦健診補助	産婦健診補助
令和5年度	4人	393人	-
令和6年度	4人	386人	-
令和7年度	8人	404人	587人

※産婦健診は1人当たり2回補助対象となっており、1回目の補助人数と2回目の補助人数の合計を記載している。

【課題】

● 妊娠、出産を経て育児を行うにあたって、経済的支援だけでなく、支援を受けられる人がいない、健康面に不安があるなど、複合的な課題に対し、多方面から伴走型支援を行う必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 母子手帳交付時にサポートプランも併せて交付し、どのように妊娠期を過ごし、また出産を迎えたいかを市民とともに考える機会にする。
計画	○ 令和8年4月以降に妊娠届を提出された方には、母子手帳交付の際にサポートプランを用いて出産までの説明を行い、どのような出産を迎えたいか共有するとともに、より出産に対する不安や疑問が明確化される妊娠後期の妊婦訪問の際にも面談を行い、支援する。

部	担当課
保健福祉部	健康介護課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(1)	生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進		
	具体的施策	44	女性のライフステージに応じた健康対策、母子保健対策の推進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 健康診査の受診を呼びかけ、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の予防対策を推進します。 ・ 5大がん検診（女性への子宮頸がん・乳がん検診含む）を実施 ・ 特定年齢の女性への子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配布 ・ 女性限定のがん検診を実施 ・ 事業者と協力し、子宮頸がん検診受診勧奨ポスター、チラシを作成し啓発を実施 ○ 生理や更年期など女性のライフステージに応じた健康課題について正しい情報提供の普及啓発を行いました。 ・ 女性の体に関するチラシ、リーフレットの配布、市ホームページ掲載 ・ 人権センターと連携し、女性の健康週間、国際女性デーにおけるパネルの展示 2月24日～3月13日：市役所ホール、サンコスモ正面玄関ホール
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 市町村が実施するがん検診（住民健診）を実施し、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の予防・啓発につながった。 受診結果（R7.12月末時点暫定値） ・ 子宮頸がん検診 受診者 1,229人 ・ 乳がん検診 受診者 1,377人 ・ 骨粗しょう症検査 受診者 231人 【課題】 ● 各がん検診の住民健診受診率の伸び悩み。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 受診率の向上
計画	○ 一定の効果があったこれまでの啓発等の取組みについて改善を図りつつ継続する。

部	担当課
保健福祉部	健康介護課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^ハ -ジ ^ホ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(1)	生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進		
	具体的施策	45	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 健康診査の受診率の向上に努め、病気の早期発見を図ります。 国民健康保険の被保険者（30歳～74歳）に対し、生活習慣病の予防、重症化予防を目的に、特定健康診査を実施。 ○ 保健指導を行い、健康的な食生活及び運動習慣の確立、肥満の予防、健康保持を図ります。 特定健康診査の結果に基づき、対象者を積極的支援、動機付け支援、情報提供の3階層に分け保健指導を実施。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 集団健診、個別健診等で特定健診を実施。国民健康保険被保険者の疾病の早期発見を図るとともに生活習慣病の発症予防、重症化予防につながった。 R6年度 目標：37.0% 受診率：37.6% R7年度 目標：41.6% 受診率：R8.11月に確定 ○ 特定健康診査の結果に基づき、国民健康保険被保険者の保健指導を実施。 健康的な食生活及び運動習慣の確立、肥満の予防、健康保持の啓発につながった。 R6年度 目標：60.0% 実施率：78.7% R7年度 目標：60.0% 実施率：R8.11月に確定 【課題】 ● 健診受診率の伸び悩み ● 高い実施率の維持

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 受診率の向上 ○ 実施率の維持
計画	○ 一定の効果があつたこれまでの啓発等の取組みについて改善を図りつつ継続する。 ○ 対象者特定のため実施する特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、一定の効果があつたこれまでの働きかけなどの取組みについて改善を図りつつ継続する。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(1)	生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進		
	具体的施策	45	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主
な
事
業
内
容

○男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように健康教育、学習を充実します。

○健康診査の受診率の向上に努め、病気の早期発見を図ります。

- ・乳幼児期というライフステージの健康支援
- ・発達や疾病の早期発見
- ・疾病の早期発見、発育・発達の確認として集団健診（10か月児・1歳6か月児3歳児）を実施。
- ・体計測や診察等による疾病の早期発見に努めるとともに、集団講話や育児・栄養相談、歯科指導等を通じて、保護者への健康教育及び育児支援を実施。

乳幼児健康診査状況 （単位：人）

事業名	R5年度			R6年度			R7年度		
	実数	対象者数	割合	実数	対象者数	割合	実数	対象者数	割合
10か月児健康診査	387	378	102.4%	395	403	98.0%	438	454	96.5%
1歳6か月児健康診査	451	447	100.9%	423	427	99.1%	497	513	96.9%
3歳児健康診査	493	494	99.8%	490	490	100.0%	548	573	95.6%

※対象者数は対象月齢（年齢）に到達した者の数、実数は当該年度に受診した人数。月齢から遅れての受診もあるため割合が100%を超える場合もある。

事
業
の
成
果
・
評
価
・
課
題

【成果・評価】

○健診未受診者に対して個別に連絡を行うなど受診勧奨に努めた結果、受診率は高い水準を維持している。

○健診において健康指導や育児相談等を実施することで、乳幼児期における健康管理や生活習慣に関する知識の普及につながっている。

【課題】

●健診の受診率は高い水準にあるものの、未受診者が一定数存在しており、受診率100%には至っていない。未受診者への継続的な受診勧奨や状況把握が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○未受診者に対しては、今後も電話等により状況確認及び受診勧奨を継続するとともに、必要に応じて子ども家庭係と連携し、児童虐待等のリスクを含めた家庭状況の把握と支援につなげる。
計画	○未受診者に対し、電話連絡や訪問等による受診勧奨及び状況確認を実施する。 ○未受診者の状況に応じて子ども家庭係と情報共有を行い、必要な支援につなげる。

部	担当課
教育部	青少年育成課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(1)	生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進		
	具体的施策	45	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

2026（令和7）年度に実施した事業

主な事業内容

○ 「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、相談機関の情報提供や市民へのゲートキーパー研修など自殺防止に向けた取組を推進します。

・ 児童センターにおいて、「こが女性ホットライン」等の連絡先カードを設置した。

・ 児童センターにおいて、子ども若者の居場所づくり事業を実施した。また、子ども若者の状況等に応じて、関係機関や市の関係課と情報共有や連携を行った。

【児童センター別来館者数】

(単位:人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
青柳児童センター	3,789	18,533	12,198	34,520
千鳥児童センター	4,097	23,644	13,745	41,486
ししぶ児童センター	4,680	22,347	14,987	42,014

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 随時カードを補充している状況であり、相談を必要としている人に相談窓口を周知することができた。

○ 家庭や地域に居場所が少ない子ども若者にとって、児童センターが安心して過ごせる場の提供につながった。

【課題】

● 相談窓口を必要としている人に情報が届くよう、設置場所や周知方法を工夫する必要がある。

● 困難を抱えた子ども若者については、一人ひとりの状況に応じて、関係機関・関係課との連携を継続して行い、安心して利用できる居場所となるよう取り組む必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 今後も継続した周知を行っていく。 ○ 児童センターにおいて、子ども若者の孤立防止や安心して過ごせる居場所、環境づくりを推進する。
計画	○ 引き続き児童センターにおいて、「こが女性ホットライン」等の連絡先カードを設置し、来館者への周知を図る。 ○ 児童センターにおいて、子ども若者の居場所づくり事業を継続実施する。 ○ 必要に応じて関係課や関係機関と情報共有・連携を行い、必要な支援につなげる。

部	担当課
教育部	学校教育課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(1)	生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進		
	具体的施策	45	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○性感染症等について正しい知識の普及啓発を図ります。 ・各校で、「性に関する指導計画」を策定し、性に関して系統的に学ぶ学習の実施 ・「性の逸脱（性的非行行動）」に関する規範意識学習の実施 ○薬物乱用の害について計画的・系統的に学習する機会を提供し、防止に努めます。 ・薬物乱用防止の学習の実施（全学校） ○その他 ・道徳や特別活動等での人権学習の実施（命の大切さを学ぶ）
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 性に関しては、小学校から中学校まで系統的に学ぶ機会を設定し、自己の心身の健康保持のための学びを実施している。また、薬物乱用防止教育においては、薬物を使用する危険性などを学び、防止意識を高めたり、啓発することができた。 【課題】 ● 継続して、人権教育全体計画や安全指導の中に学習を位置付け、児童生徒が自他の命を守る手段を学べるよう学習の充実を図る。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 継続して教育指導計画書に位置付け、学習を進める。
計画	○ 心身の保持促進を行えるよう、各教科、人権教育全体計画、安全教育に位置付けて学びを実施する。

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(1)	生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進		
	具体的施策	45	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、相談機関の情報提供や市民へのゲートキーパー研修など自殺防止に向けた取組を推進します。 ○ゲートキーパー研修の実施 ・新規採用職員向け研修 開催日：4月3日 受講者：22人 ○相談窓口一覧の周知・啓発 家庭や介護、子育て、仕事、こころの悩み等を相談できる窓口を案内する冊子を入時、相談時に配布している。また、ホームページ等に掲載し、周知・啓発を図っている。
事業の成果・評価・課題	○ゲートキーパー研修を通じて、悩みを抱える人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぐ役割について理解を深めることができた。 ○相談窓口一覧の活用により、相談者の状況に応じた適切な窓口へのつながりが可能となり、支援体制の充実につながった。 【課題】 ●女性や子どもの自殺リスクの高まりを踏まえ、早期に気づき支援につなげる体制の強化が課題である。また、相談窓口の周知をさらに進めるとともに、関係機関と連携した継続的な支援体制の充実が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ゲートキーパー研修の充実と相談体制の強化により、自殺予防対策を推進する。
計画	○ゲートキーパー研修を継続実施し、職員等の対応力向上を図る。 ○相談窓口一覧の周知・啓発を強化し、早期相談につなげる。 ○女性や子どものこころの課題に対応した支援の充実を図る。 ○関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図る。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解促進		
	具体的施策	46	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報及び学習機会の提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 女性の主体的な避妊のための知識普及を図り、母子の心身の健康保持を支援します。 ・ 母子手帳交付時に古賀市妊婦ノートを配布し、次の妊娠のための健康管理などについて情報提供を行った。 ・ 乳幼児家庭等全戸訪問の際に、母親に対し、出産後から次の妊娠までの適切な妊娠間隔や体重管理、妊娠中に発症した合併症への対応などについての情報提供を行った。 母子手帳交付数 R5：352 R6：341 R7：365
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 短期間に複数回の妊娠・出産を経験している母親に対し、乳幼児家庭等全戸訪問などで家庭訪問をした際に、母親自身の健康について情報提供を行った。 【課題】 ● 女性が自分自身の心身の健康に対し、学ぶ機会が少ない。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 女性だけでなく、そのパートナーも一緒に適切な妊娠間隔や体重管理などを学べる機会を設ける。
計画	○ 多子世帯や若年世帯を中心に、適切な妊娠間隔や女性の体重管理、妊娠期間中に発症した合併症への対応などを、パートナーとともに学べる機会を設け、参加者へは避妊具を啓発物品として配布する。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
教育部	学校教育課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解促進		
	具体的施策	46	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報及び学習機会の提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○女性の性に関する知識を身に付け、母子の心身の健康保持を考察させていきます。 ・性に関する系統的な学び 小中学校9ヵ年を通して、「性に関する指導」を系統的に位置づけ、保健（保健体育）や特別活動、道徳の学習で、生命の大切さ、家族愛、性的マイノリティなどについて学び、自分らしく生きることの大切さを学んでいる。 ・福岡県性暴力アドバイザー派遣事業の活用 令和7年度は、「性の健康と権利」について、市内4校の5・6年生と中学校1校の生徒が講義を受けている。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○「性に関する指導」について、各教科・領域の教育課程の中で位置づけ、実施できた。 ○「福岡県性暴力アドバイザー派遣事業」について、学校からの意見 ・正しい知識を身に付けることができた。 ・専門的な講話で、よりよい対処法を知る切っ掛けになった。 【課題】 ● 継続して、児童生徒が自分のらしさを理解し、社会的自立に向けて、自己の生き方に生かせるよう学習の充実に努める。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 継続して、性に関する全体計画や保健体育の学習に位置付け実施していく。
計画	○教育課程に位置付け、実施していく。 R8は青柳小、小野小、古賀東小、花見小、古賀北中で実施予定

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅲ	男女の自立と社会参画に向けた環境整備		
	基本方向	2	生涯を通じた健康管理への支援		
	基本施策	(2)	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解促進		
	具体的施策	46	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報及び学習機会の提供		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○性や子どもを産むことについて本人の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」について、セミナーや情報誌等により啓発し、市民への意識の浸透を図ります。 ・健康介護課と連携し、国際女性デー・女性の健康週間についてのパネル展示（2月24日～3月13日） - 内容：PMS、女性のライフステージと健康、更年期症状、女性特有のがん、骨粗しょう症、健診の受診勧奨等を掲載。 - 冊子等も配架。 ・広報こがにPMS等の記事を掲載
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○国際女性デー及び女性の健康週間にあわせたパネル展示や広報により、女性の健康やリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する基礎的な知識の周知が図られた。 ○健康介護課と連携した取組により、健康分野と人権分野を横断した啓発を実施できた。 ○冊子の配架について、多くの持ち帰りが見られ、来庁者等への情報提供につながった。 【課題】 ●人権分野単独での啓発では、関心を持たれにくい場合がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○健康分野等と連携し、関心を持ちやすい切り口での啓発を行うことで、理解の促進を図る ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、身近なテーマと関連付けながら周知を進める。
計画	○健康介護課等と連携し、女性の健康やライフステージに関するテーマとあわせた啓発を継続実施する。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	DV対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(1)	配偶者等からの暴力根絶に向けた取組		
	具体的施策	47	DV（デートDVを含む）防止に向けた啓発及び研修会の開催		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○大学生を対象とした「デートDV」防止講座を開催し、若い時期からの意識づけや対処方法等について啓発を実施します。 日時：令和7年11月6日(木) 内容：「デートDVについて」 講師：武藤 桐子氏 対象：福岡女学院看護大学1年生103人（アンケート回収97人） ○暴力防止キャンペーンや講演会等を実施します。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間のパネル展示 内容 「パープルリボンツリー」「DVに関するパネル」を展示 「児童虐待防止推進月間」の取組とともに啓発パネルの展示 期間 11月1日～11月30日 場所 古賀市役所市民ホール、サンコスモ古賀玄関ホール 市役所・サンコスモへのぼり旗、横断幕の設置 11月は「児童虐待防止推進月間」であるため、担当課の子ども家庭センターと共に啓発パネルやのぼり旗、横断幕を設置した。 ○広報、チラシ、ホームページなどを通して周知し、市民の理解を図ります。SNSなど若い世代や加害者意識のない層にも届く効果的な手法を積極的に活用し、DV防止意識の向上に努めます。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○自分がDVとっていなかったことがDVにあたると知り驚いたといった意見が複数あり、DVに関する認識の広がりや気づきの促進につながった。 【課題】 ●受講後のアンケートで、デートDVに該当する行為を受けた経験がある者が一定数みられ、被害が身近に存在しているにもかかわらず、DVとして認識されていない状況がうかがえる。 ●講座により気づきの促進につながる効果が確認できた一方で、若年層に対して接触できる機会が限られている（市内大学1校のみ）。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○DVに関する理解の促進を図り、被害に気づき相談につながるよう取組を進める
計画	○福岡女学院看護大学のデートDV講座は継続し、他課事業と連携し周知の機会を増やす。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
教育部	学校教育課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	DV対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(1)	配偶者等からの暴力根絶に向けた取組		
	具体的施策	47	DV（デートDVを含む）防止に向けた啓発及び研修会の開催		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○中学生へのデートDV防止について、学校等が実施する適切な啓発活動の状況を把握し、必要に応じて情報提供や協力等の支援を行います。 ・DV（デートDVを含む）防止のための学習会の実施 ○古賀中学校 6月2日 3年生 ○古賀北中学校 6月16日 3年生 ○古賀東中学校 6月20日 3年生 【感想】 ○デートDVは3組に1組ととても多いと感じた。困ったときは大人に相談したり、自分や相手を大切にすることを意識して生活したい。 ○自分には関係ないものと思っていたが、経験のある人の割合が多くて驚いた。 ○デートDVはカップル間のことと思っていたが、仲のよい友達にもあり得ることだと分かった。自分の今までの行動を振り返って、今後は意識していきたい。 ○お互いを大切にしていけることが大切だと思った。自分の気持ちを一方的に押しつけるのではなく、「知ってほしい」「気づいてほしい」と伝えることが大切と思った。 ・要保護児童対策地域協議会と連携し、DV等の発見・情報共有に努めた。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○DVについて、理解促進と対処法などについて、啓発できた。 ○要保護児童対策地域協議会と連携し、校区ごとの家庭や児童生徒の状況の情報共有ができた。 【課題】 ●継続して、デートDVについての知識的理解を図り、DVに対して正確な判断と意思決定ができるよう取組を実施する。 ●関係機関、SC、SSWなどの専門家との情報共有・連携を行い、DV等の早期発見、保護、支援につなげていく。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○性に関する指導全体計画を作成し、児童生徒の理解を深める学習会等を実施する。
計画	○教育課程に位置付けて、計画的に実施していく。 ○今後も継続して関係機関との情報共有・連携を図り、DV等の早期発見、保護、支援につなげていく。

部	担当課
総務部	人事秘書課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	DV対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(1)	配偶者等からの暴力根絶に向けた取組		
	具体的施策	47	DV（デートDVを含む）防止に向けた啓発及び研修会の開催		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 職員の人事研修に取り入れて問題意識の啓発に努めます。 ・ 後期人権研修において、研修テーマの選択肢として所属長に示した。 テーマの選択肢）法務省の人権擁護機関が定める「啓発活動強調事項」 例：女性の人権、こどもの人権、外国人の人権、部落差別、DVなど DV（デートDV）に特化した研修実績は1件 ・ 新規採用職員の人権研修において、「女性管理職比率」、「男性育休取得率」、「性の多様性」に関する講義を実施した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○各職場において、ハラスメント全般、同和問題、女性・こども・外国人の人権、インターネットと人権など、DVを含む広義の人権意識の啓発により、人権意識が高まりました。（DV（デートDV）に特化した研修実績は1件） ○新規採用職員19名に対し、ジェンダー平等、DV、性別役割分担への偏見、アンコンシャスバイアスに関する人権意識が高まりました。 【課題】 ●テーマを所属長が選択する方式であり、かつ広義の人権啓発が中心となっているため、DVに特化した研修の充実を検討していきたい。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○引き続き、研修テーマとして示し、啓発を継続する。
計画	○後期人権研修において、法務省の人権擁護機関が定める「啓発活動強調事項」と併せてDVをテーマの選択肢として示す。 ○新規採用職員の人権研修において、ジェンダー平等、DV、性別役割分担への偏見、アンコンシャスバイアスに関する研修を実施する。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	DV対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(1)	配偶者等からの暴力根絶に向けた取組		
	具体的施策	48	DV相談機能（女性ホットライン等）の周知		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 関係各課と連携を図り、相談窓口や相談事業の周知を図ります。 ・ 「こが女性ホットライン」の設置 <table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>188</td><td>118</td><td>170</td></tr></table> ※「こが女性ホットライン」への古賀市在住の市民からの相談件数 ※女性ホットライン事業は2市7町で共同運営している。 ・ 市民への周知の実施		令和5年度	令和6年度	令和7年度	相談件数	188	118	170
		令和5年度	令和6年度	令和7年度					
相談件数	188	118	170						
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 「こが女性ホットライン」においてDVや夫婦関係等、様々な相談を受け、ホットラインの相談員と市で情報共有を行うケースもいた。 ○ 広報こが行事カレンダーにて毎月「こが女性ホットライン」の連絡先を掲載した。 ○ 「こが女性ホットライン」のカードを作成し、市役所や関係機関のトイレ等に設置した。 【課題】 ● 近年DVだけでなく、様々な困難な状況を抱えた女性からの相談が増えている。								

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 「こが女性ホットライン」を含めた、女性支援の相談窓口の周知を行う。
計画	○ 人権センターと連携しながら、周知を図る。 ○ 必要時には、女性ホットラインの相談員と連携を図る。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	DV対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(1)	配偶者等からの暴力根絶に向けた取組		
	具体的施策	48	DV相談機能（女性ホットライン等）の周知		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○関係各課と連携を図り、相談窓口や相談事業の周知を図ります。 ・子ども家庭センター作成のこが女性ホットラインの相談カードの配布・配架 庁舎内相談窓口での配布 パネル展での配架、市内公共施設(トイレ等)への配架 ホームページ(DV相談ナビ)への掲載 ・市ホームページのレイアウトを修正 ・トップページ>お役立ちコーナー>困った時の相談機関>人権に関すること を人権に関すること（人権全般・男女・DV・性に関するものなど）と （）内に内容を明記し、リンクをはりつけた。 ・広報こがでDV防止の記事を掲載。相談機関についても明記した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○カードをティッシュに挟んで配架したところ、持ち帰りが多く見られ、日常生活の中で情報に触れ、必要な際に相談につながるきっかけの創出につながった。 ○庁舎内相談窓口や公共施設への配架により、相談窓口に関する情報提供の機会を拡充することができた。 ○パネル展とあわせた配架により、来庁者の関心に応じた情報提供につながった。 ○市ホームページのレイアウト修正により、相談機関への導線が分かりやすくなり、必要な情報にアクセスしやすい環境を整備した ○広報こがへの掲載により、DV防止に関する意識啓発と相談窓口の周知を図ることができた 【課題】 ●市独自の相談窓口と国の相談窓口がある中で、相談内容や利用場面に応じて選択できるよう、分かりやすい周知が必要である（身近な相談や継続的な支援につながる窓口、広域的に利用できる窓口など）

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○大学等と連携し、若年層の視点を取り入れた効果的な情報発信を推進する
計画	○大学と連携し、若年層の視点を取り入れた女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778」の周知カードを作成する（DVを含む困難な問題を抱える女性の相談窓口）

部	担当課
保健福祉部	福祉課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ハ・ジ}
	1	4	3	DV対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(1)	配偶者等からの暴力根絶に向けた取組		
	具体的施策	48	DV相談機能（女性ホットライン等）の周知		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○関係各課と連携を図り、相談窓口や相談事業の周知を図ります。 ・DV相談（高齢者虐待として対応） 該当ケースなし ・相談窓口一覧の周知・啓発 家庭や介護、子育て、仕事、こころの悩み等を相談できる窓口を案内する冊子を転入時、相談時に配布している。また、ホームページ等に掲載し、周知・啓発を図っている。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○DV相談として顕在化したケースはなかったが、相談対応において係内会議を実施し、状況に応じて関係課と連携した対応を行うことができた。これにより、緊急性の判断や情報共有を図り、高齢者の権利擁護につなげる体制の維持・強化が図られた。 ○相談窓口一覧の活用により、相談者の状況に応じた適切な窓口へのつながりが可能となり、支援体制の確保につながった。 【課題】 ●DV被害は潜在化しやすいことから、相談窓口の周知をさらに進め、早期発見・早期対応につなげる取組の強化が課題である。また、関係機関との連携を強化し、被害者が安心して相談できる体制の充実が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○DV被害の潜在化を踏まえ、相談窓口の周知と早期発見・早期対応の体制強化を図る。また、関係機関と連携し、被害者が安心して相談できる環境づくりを推進する。
計画	○相談窓口一覧の周知・啓発を継続して行う。 ○関係機関との連携を強化し、相談対応体制の充実を図る。 ○DVを含む虐待の早期発見に向けた情報共有体制の強化を図る。 ○被害者が安心して相談できる環境づくりを推進する。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	D V対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(1)	配偶者等からの暴力根絶に向けた取組		
	具体的施策	49	D V被害者支援体制の整備と連携強化		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 関係各課及び医療関係者、警察、人権擁護委員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図り、被害者の迅速な保護と適切な支援を行います。 ・ 安心して生活ができるよう母子生活支援施設等に関する情報提供 ・ 関係機関との連携 ・ 庁内の関係各課や転出先の市町村との情報共有 ・ 配偶者暴力相談支援センターや女性相談所との情報共有を行い、被害者への対応を実施 <table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>D V相談件数（延べ）</td><td>77</td><td>49</td><td>50</td></tr></table> ※子ども家庭センターが受けたD Vに関する相談件数		令和5年度	令和6年度	令和7年度	D V相談件数（延べ）	77	49	50
	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
D V相談件数（延べ）	77	49	50						
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 入所に至る家庭は少ないが、相談者に対して適切に情報提供を行った。 ○ 入所者については施設や入所先の市町と連携して支援を行った。 ○ 配偶者暴力相談支援センター、女性相談所などと連携を図った。 【課題】 ● 支援を必要としている方が安心して生活ができるよう、引き続き関係各課、関係機関と連携を図る。								

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 被害者の迅速な保護と適切な支援を図るため、関係機関と密に情報共有を行う。
計画	○ 庁内の関係機関と情報共有を行う。 ○ 相談者に入所施設や女性支援事業等について丁寧に説明する。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	D V対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(1)	配偶者等からの暴力根絶に向けた取組		
	具体的施策	49	D V被害者支援体制の整備と連携強化		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○関係各課及び医療関係者、警察、人権擁護委員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図り、被害者の迅速な保護と適切な支援を行います。 ・福岡県困難な問題を抱える女性等支援調整会議粕屋地域ブロック会議出席（福岡県粕屋保健福祉事務所主催） ・日時 11月6日（木） 14：00～16：00 ・出席者（機関） 粕屋医師会・福岡弁護士会・民生委員児童委員協議会・糟屋郡保育所連盟 糟屋区中学校校長会・粕屋警察署・福岡法務局・福岡県人権擁護委員協議会 NPO法人福岡ジェンダー研究所・女性相談支援センター・福岡児童相談所 宗像児童相談所・古賀市・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町 久山町・粕屋町・粕屋保健福祉事務所 ・3月26日（木）古賀市DV対策庁内ネットワーク会議開催。 ・各課における相談対応の状況について ・困難な問題を抱える女性に関する相談への対応について ・支援にあたっての課題や庁内連携について 等を議題として、相談対応を行う、子ども家庭センター、福祉課にヒアリングを行った。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○関係機関が一堂に会する会議に参加し、困難な問題を抱える女性への支援に関する現状や課題について共有することができた ○警察からの情報提供により、ストーカー被害において、被害者が加害者からの報復を恐れ、聴取を拒むなど、支援につながりにくい実態があることを把握することができた。 【課題】 ●被害者が加害者からの報復等を恐れることにより、支援や法的対応につながらないケースがある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○関係機関との連携を継続し、迅速かつ適切な支援につながる体制の維持を図る。 ○会議等で得られた知見を踏まえ、被害者の心理状況に配慮した支援の視点を共有する。
計画	○関係機関が参加する会議への継続的な出席を通じ、情報共有を行う。 ○会議等で得られた内容について、庁内で共有し、支援に活かす。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	DV対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(2)	性暴力及びセクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止		
	具体的施策	50	セクハラ・パワハラ等のあらゆるハラスメントを防止する環境づくり		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○職員研修のテーマに取り上げて職員へのハラスメント防止について啓発します。 ・セクハラ・パワハラ等のハラスメント防止に関するDVDを活用し、市役所における後期人権研修（課単位）や市内団体等の研修において貸出を行う体制を整えている。 ・マイクロアグレッションや職場における人権課題等を扱うDVDについては、ハラスメントの内容も含めた形で出前講座等において活用されている。 ・マイクロアグレッション - 校区人権啓発研修会 1回 参加者数32名 - まちづくり出前講座 4回 参加者数63名 ・職場における人権課題 - 校区人権啓発研修会 1回 参加者数17名 - まちづくり出前講座 1回 参加者数10名
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○セクハラ・パワハラ等のハラスメント防止に関するDVDについて、研修で活用できる貸出体制を確保している。 ○マイクロアグレッションや職場における人権課題を扱うDVDについては、出前講座等において活用されており、ハラスメントを含めた人権課題の理解促進につながっている。 ・校区人権啓発研修会及びまちづくり出前講座において複数回実施されており、地域における啓発の機会を確保している 【課題】 ●現時点において大きな課題は見られないが、継続的な啓発の実施が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○現時点において大きな課題は見られないが、継続的な啓発の実施が必要である。
計画	○既存の教材を活用し、ハラスメントを含む人権課題についての理解促進を図る。

部	担当課
建設産業部	商工政策課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	D V対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(2)	性暴力及びセクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止		
	具体的施策	50	セクハラ・パワハラ等のあらゆるハラスメントを防止する環境づくり		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 関係機関に事業所等を対象とした研修会の開催を要請します。 市内事業所に対して、ハラスメント防止に関する環境づくり等に関する研修会等の情報提供を行いました。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 市内事業所に対して、ハラスメント防止に関する環境づくり等に関する研修会等の情報提供を行い、参加を促進することができました。 【課題】 ● 市内事業者の各種研修会等への参加状況を把握することが難しく、成果を図ることが困難であるが、継続して周知に取り組む必要があります。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 研修会等への参加を促すため、市内事業所に対して情報提供を行います。
計画	○ 市内事業者に対し福岡県等が主催する男女共同参画の推進等に関するセミナー等の情報提供を引き続き実施します。

部	担当課
総務部	人事秘書課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	D V対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(2)	性暴力及びセクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止		
	具体的施策	50	セクハラ・パワハラ等のあらゆるハラスメントを防止する環境づくり		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 職員研修のテーマに取り上げて職員へのハラスメント防止について啓発します。 ・ 新任課長研修において、ハラスメントに関する人権学習を実施した。 ・ 新任係長研修において、部下指導とコミュニケーション方法に関する研修を実施した。 ・ グループウェア掲載により、ハラスメント防止の注意喚起及び各種ハラスメントに関する公平委員会への苦情相談について周知を行った。 ・ 階層別研修（10代・20代職員研修）において、カスタマーハラスメントの制度周知を実施した。 ・ 階層別研修（参事補佐・係長級職員）において、アサーティブコミュニケーション研修を実施し、職場における部下との共感的な人間関係の構築および働きやすい職場環境づくりに向けた意識を促進した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ハラスメントのない職場づくりに向けた意識が促進された。 【課題】 ●未然防止のため、管理職等を対象としたセクハラ等に関する研修内容の充実を引き続き図る必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○職員研修のテーマとしてハラスメント防止を取り上げ、職員への啓発を行う。
計画	○新任課長研修において、ハラスメントに関する人権学習を実施する。 ○新任係長研修において、部下指導とコミュニケーション方法に関する研修を実施する。 ○階層別研修（部長・課長・課長補佐級職員）において、ハラスメント防止研修を実施する。

部	担当課
教育部	学校教育課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	D V対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(2)	性暴力及びセクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止		
	具体的施策	50	セクハラ・パワハラ等のあらゆるハラスメントを防止する環境づくり		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○職員へのハラスメント防止について啓発します。 ・不祥事防止対策を目的とした検討委員会を実施（年10回） ・校長を対象にセクハラ・パワハラ等の情報提供（新聞やメディアで取り上げられた事例の情報提供）、問題提起を行った。 ・校長のリーダーシップのもと、全小中学校でハラスメント研修を実施した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○研修の実施により、職員の不祥事防止に対する意識の高まりが図られた。 【課題】 ●今後も未然防止のため、管理職等や学校でのセクハラ等の研修内容の充実を図っていく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○継続して、不祥事防止のための風土づくりと環境づくりを行う。
計画	○計画的な不祥事防止を目的とした検討委員会や研修会の実施 令和8年度も検討委員会は10回。研修は、全校で実施。回数は、1回以上予定。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	D V対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(2)	性暴力及びセクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止		
	具体的施策	51	性暴力の防止と被害者への支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○性暴力被害者支援センター・ふくおか等関係機関の情報提供を行います。 ・トップページ>お役立ちコーナー>困った時の相談機関 >人権に関すること（人権全般・男女・DV・性に関するものなど） >性暴力被害者支援センター・ふくおか - や >福岡県性暴力加害者相談窓口 を市ホームページのレイアウト変更を行い、トップページからとび、リンクできるようにした。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○市ホームページのレイアウト変更により、トップページから相談機関へアクセスできるようになり、必要な情報にたどり着きやすい環境を整備した。 【課題】 ●現時点において大きな課題は見られないが、継続的な啓発の実施が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○相談機関に関する情報について、引き続き分かりやすい情報提供を行う。
計画	○市ホームページにおいて、相談機関に関する情報の掲載及び更新を継続して実施する。

【令和7年度】第3次古賀市男女共同参画計画実施状況報告書

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	D V対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	IV	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(2)	性暴力及びセクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止		
	具体的施策	51	性暴力の防止と被害者への支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 性暴力被害者支援センター・ふくおか等関係機関の情報提供を行います。 ・ 相談者に対して、性暴力被害者支援センター等の情報提供を行う。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 性暴力に特化した相談はあまりないが、様々な相談の中で性暴力が疑われる場合等に相談窓口の情報提供を行った。 【課題】 ● 自分が受けている行為が性暴力につながることに気がついていない相談者がいる。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 性暴力に関する内容や相談窓口等の周知を行う。
計画	○ 人権センターや関係機関と連携を図り、周知を行う。

部	担当課
総務部	総務課

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	D V対策事業	33

男女共同参画計画	基本目標	Ⅳ	あらゆる暴力の根絶		
	基本方向	1	あらゆる暴力の根絶と被害者支援		
	基本施策	(2)	性暴力及びセクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止		
	具体的施策	51	性暴力の防止と被害者への支援		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○性暴力の防止と被害者への支援について、市民へ啓発します。 ・性犯罪防止などの防犯関係街頭啓発を実施した。 令和7年度の古賀市自主防犯団体連絡会（市内自主防犯団体・事業者・警察・市議会・市）の事業の一つとして、令和7年7月11日にJR古賀駅にて性犯罪防止街頭活動を行いました。参加者10名（福岡女学院看護大学学友会ボランティア5名、粕屋警察署3名、古賀市2名） 啓発物品はみまもっち（福岡県警察が提供するスマートフォン向けの防犯アプリとなっており、事件や不審者に関する情報を提供し、防犯ブザーや110番通報機能も搭載）の周知チラシやティッシュ・文房具等を同梱したものを配布した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○性犯罪防止に関する街頭啓発を実施し、若い世代を含む市民に対して、女性への暴力防止や防犯意識の向上に向けた啓発を行うことができた。 【課題】 ●性犯罪防止に向けた啓発について、引き続き効果的な周知に努める必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○関係機関と連携しながら、実施方法等を工夫し、性犯罪防止に向けた啓発を行う。
計画	○自主防犯団体、警察、大学等と連携し、性犯罪防止に関する街頭啓発を実施する。 ○防犯アプリや啓発物品を活用し、性犯罪防止に向けた周知を行う。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	2	性の多様性尊重事業	33

男女共同参画計画	基本目標	V	性別にとらわれない多様な生き方の尊重		
	基本方向	1	性の多様性への理解促進		
	基本施策	(1)	性の多様性への理解促進		
	具体的施策	52	多様性を認め合う意識啓発の推進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○性の多様性を正しく理解するための講演会等を行います。

○学校生活において多様な性に関する理解促進の取組を行います。

- ・令和7年度は地域・企業からの講座依頼なし。
- ・学校より依頼があり、古賀西小学校6年生（3クラス）に出前講座（授業）を各クラスごとに行った。
 - ①令和7年11月17日（月）1～3校時
 - ・性の多様性に関する基本的な内容について
 - ②令和7年11月19日（水）1～3校時
 - ・当事者の動画・市の取組等

・性的マイノリティ交流会（4回開催）
性的マイノリティ当事者の方を対象にフリートークの交流会を開催。
なお、交流会のファシリテーターは当事者団体であるNP0法人カラフルチェンジラボのスタッフで、当事者からの相談等にも対応

①6月4日（水）18時30分～20時30分参加6人

②9月6日（土）14時～16時参加5人

③12月3日（水）18時30分～20時30分参加5人

④3月14日（土）14時～16時参加5人

・プライド月間の取組

- ・古賀市役所
 - ・「市内小・中学校 性の多様性の取組」パネル展（6月2日～6月12日）
 - ・レインボーフラッグの掲示・のぼり旗、横断幕の設置
 - ・啓発パネル、啓発物品の設置
- ・リーパスプラザこが 交流館
 - ・レインボーフラッグの掲示・のぼり旗・啓発物品の設置
 - ・性の多様性パネル展（6月1日～6月12日）（県より借用）
 - ・「OUT IN JAPAN」写真展 IN KOGA（6月14日～29日）
- ・隣保館、海津木苑、サンコスモ古賀、JR古賀駅
 - ・レインボーフラッグ、横断幕・のぼり旗設置、啓発パネル展示 等

【成果・評価】

○古賀西小への出前講座（授業）
下記アンケート結果から、性の多様性について一定の理解を得られたと考える。

「LGBTQ+」という言葉について	実践前	実践後
聞いたことがあり、他人に説明できる	2.9%	27.5%
聞いたことがあり、意味も分かる	4.3%	34.8%
聞いたことがあり、意味も一部分かる	4.3%	31.9%
聞いたことはあるが、意味は分からない	14.3%	5.8%
聞いたことがない	74.3%	0.0%

性は「男性」か「女性」かの二人しかない	実践前	実践後
そう思う	34.3%	7.2%
少しそう思う	14.3%	8.7%
あまりそう思わない	14.3%	27.5%
そう思わない	28.6%	50.7%
分からない	8.6%	5.8%

男性は女性を好きになり、女性は男性を好きになるのが当たり前だ	実践前	実践後	数量	数量
そう思う	14.3%	4.3%	10	3
少しそう思う	8.6%	1.4%	6	1
あまりそう思わない	22.9%	14.5%	16	10
そう思わない	48.6%	76.8%	34	53
分からない	5.7%	2.9%	4	2
			70	69

○性的マイノリティ交流会

性的マイノリティ交流会について、参加人数は多くないものの、当事者団体から「アットホームに話せることが良い」との声があり、当事者が安心して参加し、意見交換できる場の提供につながっている。

○プライド月間の取組

レインボーフラッグの掲示等の取組について、当事者団体から「受け入れられていると感じる」との声があり、多様性を尊重する環境づくりにつながっている。

【課題】

●古賀西小への出前講座（授業）

・現在は、教員及び市職員が性的マイノリティの当事者ではないため、当事者の動画を活用した授業を実施している。今後は、児童生徒の理解をより深めるため、当事者講師を招いた授業の実施についても検討の余地がある。

・希望された古賀西小学校のみ出前講座（授業）を行っているが、他の学校にも拡大したい（特に小学校6年生は全学校で古賀市小中学校独自の人権副読本「いのちのノート」で性の多様性が取り上げられている）

●性的マイノリティ交流会

・安心して参加できる場としての特性を維持しながら、より多くの参加につながる工夫が必要である

●プライド月間の取組

・啓発に対しての受け止め方の違いが見られることから、まずは多くの人に関心を持ってもらうことが重要であり、それぞれの理解の状況に応じた啓発が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○今後も地域における理解促進に取り組むとともに、次世代を担う子どもたちへの教育も含め、多様な性のあり方に関する理解を深めることで、性別にとらわれない意識を育み、性の多様性に係る意識を育む。
計画	○現在は当事者の動画を活用した授業を実施しているが、より理解を深める取組として、当事者講師を招いた授業の実施を進めていく。 ○令和7年度に校長会を通じて各学校の希望を把握し、希望校での実施を経て、将来的にはすべての学校への展開を目指す。 ○性的マイノリティ交流会の日時（参加しやすい曜日等含む）の検討 ○若年層への効果的な発信を図るため、専門学校や高校生リバースメンター事業と連携した取組を実施するとともに、より理解しやすい啓発手法を展開する。 ○プライド月間に専門学校生のパネル展の際、市長・当事者・学生とのトークイベントを開催する。

部	担当課
教育部	学校教育課

男女共同参画計画	基本目標	V	性別にとらわれない多様な生き方の尊重
	基本方向	1	性の多様性への理解促進
	基本施策	(1)	性の多様性への理解促進
	具体的施策	52	多様性を認め合う意識啓発の推進

主な事業内容	○学校生活において多様な性に関する理解促進の取組を行います。 ・人権課題にある「LGBTQ」について学ぶ学習を実施（全中学校） ～古賀市独自の人権学習副読本「いのちのノート」のテーマ～（学校区による） 例） ・小１ とりかえっこははっぴょうかい ・小２ くまのトーマスはおんなのこ ・小３ 自分みつけをしよう ・小４ 王さまと王さま ・小５ colorful ～にじいろの未来を～ ・小６ いろいろな性について知ろう ・中学生 普通ってなんだろう/ちがいのちがい/人権について考える ・教育の日の人権学習を実施している。 教育の日：11月8日（土曜日） ・特別活動や道徳、保健体育等の人権学習で、性の多様性について学び、知識的理解や価値的・態度的側面を高め、自他共に認め合う心情や態度の育成を図った。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 自他を尊重する学びを通して、性の多様性を理解する風土が醸成されてきている。（学習の実施） 【課題】 ● 毎年、各学校において「人権教育全体計画」を見直し、改善していきながら教育課程を作成し、さらなる充実した学習を図る。

方向性	○ 性の多様性の理解を深める学習を実施していく。
計画	○ 人権教育全体計画を作成し、各学校で計画通り実施していく。

部	担当課
保健福祉部	子ども家庭センター（保育所）

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	2	性の多様性尊重事業	33

男女共同参画計画	基本目標	V	性別にとらわれない多様な生き方の尊重		
	基本方向	1	性の多様性への理解促進		
	基本施策	(1)	性の多様性への理解促進		
	具体的施策	52	多様性を認め合う意識啓発の推進		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○学校生活において多様な性に関する理解促進の取組を行います。 子どもたちが多様性を受け入れる心を育むために、日々の保育の中で絵本や紙芝居など、性の多様性に関する教材を活用しながら、保育士と子どもたちが対話を重ねる。 保育士は人形遊びやままごとコーナーでのドレス着用遊びにおいて、子どもたちが性別にとらわれずに好きな役割を自由に選べるように促し、多様な表現を受け入れる環境づくりに努める。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 絵本や紙芝居を通して、子どもたちが「男の子・女の子に関係なくいろいろな役割がある」ということを自然に理解するようになった。 ○ 人形遊びやままごとで、性別にとらわれずに好きな衣装や役割を選ぶ子どもが増え、自分らしい遊び方を楽しむようになった。 ○ 友だちの多様な遊び方や表現を尊重する姿が見られるようになり、意見の違いや選択の自由を認める態度が育った。 【課題】 ● 子どもによって多様性への理解のスピードや関心度に差があるため、一人ひとりに合わせたフォローが必要。 ● 絵本や紙芝居、遊びの種類をさらに増やし、多様なテーマや状況を体験できる機会の提供が必要。 ● 保育士が性の多様性について正しく理解し、適切に子どもたちに伝えられるよう、研修や情報共有の継続が必要。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 子ども一人ひとりを支えつつ、多様な表現を自然に受け入れられる環境を整える。
計画	○ 絵本や紙芝居、人形遊び・ままごとなどで性の多様性や役割の自由を体験する機会を継続的に提供する。 ○ 子ども一人ひとりの興味や理解に合わせて声かけや活動内容を工夫する。 ○ 日常の遊びや活動の中で、多様な表現が自然に受け入れられる雰囲気を持続・発展させる。

部	担当課
市民部	人権センター

総合計画	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	2	性の多様性尊重事業	33

男女共同参画計画	基本目標	V	性別にとらわれない多様な生き方の尊重		
	基本方向	1	性の多様性への理解促進		
	基本施策	(1)	性の多様性への理解促進		
	具体的施策	53	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の取組		

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○多様な生き方、多様な家族のかたちを応援する取り組みを行います。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の受付 宣誓カップル 1組 ・パートナーシップ制度導入自治体間連携ネットワーク（大阪府主導） 令和6年11月1日から引き続き加入中 ・情報提供 本市が作成した「性の多様性理解促進」ポスターを 古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議構成団体65団体に送付
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の受付を行い、多様な家族のかたちを支援する制度運用を継続している。 ○パートナーシップ制度導入自治体間連携ネットワークに継続して加入し、広域的な連携体制の維持を図っている。 ○「性の多様性理解促進」ポスターを市内事業所等へ送付することで、多様な性に関する理解促進の機会の創出につながった。 【課題】 ●パートナーシップ制度について、より多くの方に認知されるよう周知の工夫が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○パートナーシップ制度について、より多くの方に認知されるよう、効果的な周知を図る。
計画	○市ホームページやイベント参加時のメッセージ等、様々な機会を活用し、パートナーシップ制度に関する周知を継続して実施する。